

参議院日米安全保障条約等特別委員会會議録第七号

昭和三十五年六月十二日(日曜日)午前
十一時五十三分開会

委員の異動

六月十一日委員青柳秀夫君辞任につき、その補欠として松村秀逸君を議長において指名した。
本日委員青木一男君辞任につき、その補欠として山本杉君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 草葉 隆圓君
理事 井上 清一君
西田 信一君
増原 恵吉君
吉武 恵市君

委員

青木 一男君
木内 四郎君
木村篤太郎君
後藤 義隆君
笹森 順造君
下村 定君
杉原 荒太君
鈴木 恭一君
苦米地英俊君
永野 護君
鍋島 直紹君
野村吉三郎君
堀木 謙三君
松村 秀逸君
山本 杉君

内閣総理大臣

岸 信介君

外務大臣 井野 碩哉君

運輸大臣 藤山愛一郎君

郵政大臣 橋本 渡君

建設大臣 植竹 春彦君

労働大臣 松野 頼三君

国務大臣 村上 勇君

国務大臣 赤城 宗徳君

国務大臣 石原幹市郎君

国務大臣 中曾根康弘君

国務大臣 益谷 秀次君

政府委員 内閣官房長官 椎名悦三郎君

内閣官房副長官 松本 俊一君

法制局長官 林 修三君

法制局次長 高辻 正巳君

法制局主幹 関 道雄君

法制局第一部長 山内 一夫君

法制局第二部長 野木 新一君

法制局第三部長 吉国 一郎君

警察庁刑事局長 中川 憲治君

自治庁税務局長 後藤田正晴君

防衛庁長官 門叶 宗雄君

防衛庁防衛局長 加藤 陽三君

防衛庁防衛部長 丸山 信君

防衛庁防衛部長 眞子 伝次君

防衛庁防衛部長 大石 孝章君

防衛庁防衛部長 柏原益太郎君

防衛庁防衛部長 小里 玲君

防衛庁防衛部長 平賀 健太君

防衛庁防衛部長 小林 絹治君

防衛庁防衛部長 森 治樹君

防衛庁防衛部長 森 治樹君

防衛庁防衛部長 森 治樹君

外務省条約局長 高橋 通敏君

外務省条約局長 藤崎 万里君

外務省条約局長 連合局長 鶴岡 千復君

外務省条約局長 大蔵省主税 木村 秀弘君

外務省条約局長 文部政務次官 宮沢 喜一君

外務省条約局長 厚生大臣官房長 森本 深君

外務省条約局長 水産庁次長 高橋 泰彦君

外務省条約局長 運輸省航空局長 辻 章男君

外務省条約局長 気象庁長官 和達 清夫君

外務省条約局長 郵政大臣官房長 荒巻伊勢雄君

外務省条約局長 郵政省電氣 岩元 巖君

外務省条約局長 通信監理官 板野 学君

外務省条約局長 郵政省郵務局長 甘利 省吾君

外務省条約局長 監理局長 亀井 光君

外務省条約局長 労働省労働局長 渡辺 信雄君

外務省条約局長 事務局側 常任委員 村井 七郎君

外務省条約局長 常任委員 大蔵省為替 大橋 八郎君

外務省条約局長 常任委員 局企画課長 八郎君

外務省条約局長 常任委員 日本電信電 大橋 八郎君

外務省条約局長 常任委員 話公社總裁 大橋 八郎君

(内閣提出、衆議院送付)

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(草葉隆圓君) ただいまから日米安全保障条約等特別委員会を開会いたします。

○委員の異動について報告いたします。昨日、青柳秀夫君が辞任され、その補欠として松村秀逸君が選任されました。

○委員長(草葉隆圓君) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案、以上衆議院送付の三案件を一括して議題といたします。

前回は引き続き質疑を続行いたしました。これより通告順により質疑を許します。苦米地英俊君。

○苦米地英俊君 私は、各逐条についていろいろ伺いたしたのでありますが、諸般の情勢にかんがみまして、きわめて少数の点だけ伺いたいと思います。

○委員長(草葉隆圓君) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案、以上衆議院送付の三案件を一括して議題といたします。

前回は引き続き質疑を続行いたしました。これより通告順により質疑を許します。苦米地英俊君。

○苦米地英俊君 私は、各逐条についていろいろ伺いたしたのでありますが、諸般の情勢にかんがみまして、きわめて少数の点だけ伺いたいと思います。

○委員長(草葉隆圓君) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案、以上衆議院送付の三案件を一括して議題といたします。

前回は引き続き質疑を続行いたしました。これより通告順により質疑を許します。苦米地英俊君。

○苦米地英俊君 私は、各逐条についていろいろ伺いたしたのでありますが、諸般の情勢にかんがみまして、きわめて少数の点だけ伺いたいと思います。

○委員長(草葉隆圓君) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案、以上衆議院送付の三案件を一括して議題といたします。

前回は引き続き質疑を続行いたしました。これより通告順により質疑を許します。苦米地英俊君。

○苦米地英俊君 私は、各逐条についていろいろ伺いたしたのでありますが、諸般の情勢にかんがみまして、きわめて少数の点だけ伺いたいと思います。

る上から申しまして、すなわち、話し合いを進める上から申しまして、両陣営が結束をして、そうして話し合いをしていく必要がある、また、両陣営が結束してあるということが、世界の緊張緩和の根拠である。このバランスが現在世界の平和をもたらしてあるゆえんである、かように考えております。従って、各地域における集団安全保障の条約等も、ことごとくこれは戦争防止に役立っておりますのであり、これが不当に他から武力攻撃を加えられることのないような事態を作り上げるためには、こうした安全保障体制というものが必要であるというのが、私の従来からの国際情勢の分析の結論でございます。従って、この日米安保条約の新しい条約も、また現在ある条約も、言うまでもなく、戦争を防止する、他からの侵略をこうした体制をしっかりと固めていくことによってそういうことを未然に防止するということが目的であり、また、現実にもそういう役割を演じておるわけでございまして、われわれは、一方において国際連合に加盟して、そうして国際連合の精神である、いかなる場合においても武力攻撃を用いる戦争というものはこれを否定し、すべての紛争を平和的手段において解決するという原則を樹立すると同時に、ただ唯一の武力の行使を認めるといふ場合は、五十一條において、他から武力攻撃を受けた場合にこれを排除するために一時的の措置として認めおることは御承知の通りであります。この新しい安保条約も、その精神を体してこれを明確に規定したわけでございまして、決してこれが武力攻撃を誘発するとか、あるいは一部に言っ

ている戦争に巻き込まれる危険があるというような説は、そもそもこの本質が防衛的なものであり、またこういう安保体制というものが戦争を防止し武力攻撃というものを未然に防いでおるというこの国際の現状と、それからまたそういう条約の真の意義を正しく理解すれば、明らかな現状なのである、こう思っております。

○吉米地英俊君 私には総理の御見解はきわめて正しいものと存じます。これを裏から申し上げますと、安保条約というものを廃止してしまうということは、極東における力のバランスを破って、かえって平和を乱す原因が生ずると、私はかように感じます。

今必ずしも雪解けに向かつておりませぬけれども、雪解けの時期にこういう安保条約を改定するということは時勢に逆行するものであるという意見が今なおありますが、私は、安保条約の理想は、これを発動する機会をなくすというところ、安保条約が用いられないで済むということが最高の理想であると思ふのであります。従って、時勢に決して逆行しておらない、私はかように感ずるのでありますが、総理はいかようにお考えでございませうか。

○國務大臣(岸信介君) 私も吉米地委員と全然同感であります。そのことは、現行の安保条約が結ばれてから八年たつて、この軍事的な規定が実際に働くような事態が起こつておらない、これを未然に防止しておる。この間においても極東は決して極東全体が平和と安全に包まれておつたわけではございませんで、いろいろな事態が起こつておりますが、それにもかかわら

ず、日本に対する武力攻撃であるとか、あるいはこの安保条約の規定を働かして発動しなければならぬというような事態が起こらなかつたという現実から見ましても、将来においても、私はこの新しい安保条約の規定の軍事的な協力の内容というものは、これが発動しないことが理想であり、ただ理想であるのみならず、この規定によって、過去の経験から見ましてもそういう事態が未然に防がれる、こういうふうに考えます。

○吉米地英俊君 次に、軍縮の問題についてお伺いしたいのであります。

現在ジュネーブにおいて国連の軍縮會議が開かれておりますが、これがどのような結論に達するか、正確なことはまだだれも言えないと思ふのであります。しかし、国際情勢の見通しの中で、この國連の審議においてある問題にならなかつたのは東アの關係であり、私の見るところでは、東アにおいては、幾つかの平和を乱す、もしくは乱れる原因が存在しておると考へるのであります。これらの問題につきましまして外務大臣の御所見を伺いたいと思ふのであります。同時に、私は世界の軍縮の問題は、いかような結論が出ましても、中共というものを抜きにしては多くの意味がなかつたと思ふのであります。中共が今のような状態であると、中共において原爆の実験も行なわれる。また中共がいろいろな戦闘行為も勝手にやる。これに対して国連の軍縮と歩調を合わせさせるためには方法は二つしかないと思ふのであります。一つは、ソ連を通じて中共に

国連の結論と同じ歩調をとらせるとい

うこと、いま一つは中共を国連に加入せしめて同じ歩調をとらせること、この二つ以外には考えられないのであります。しかし、そのいづれに對してもまことに希望が薄いと感ぜられるのであります。この点も外務大臣から御説明を願いたいと思ふのであります。一つは、東アの平和を破壊するいろいろの動きがあるように見られますが、その国際情勢の東洋に関する分、いま一つは中共の取り扱い、これだけでございませぬ。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 東アの情勢につきましては、御承知の通りベトナムにおきましていろいろ国内的にゴ・ディン・ジエム政府に対して問題がございします。しかし外交政策に対しては特に批判的な問題は国内にあるとは考へておりませぬ。

ラオスの問題も、昨年御承知のように外部からの間接侵略があるかないかというところで、国連が調査団を出しまして、そうしてその結果を報告したわけでございますが、大体現状においてはおろちついておると思つております。それからカンボジアは、御承知の通り現在まで中立政策を固く堅持しているわけでございます。特に何らの動きはございませぬ。

ただ御承知の通りインドと中共との国境紛争は、先般周恩来がインドに参りまして、ネール・周恩来會議がございまして、あれも、その會議は成功をいたしておりませぬ。インド側においても非常に不満のようではございします。かりに會議そのものは事務的に一応檢討をする、事務的なレベルにおいて檢討をするというふうなことで別れたのでございしますけれども、事実問題とし

てなかなか容易に解決しない。また両者もそれをめぐつて非常に大きな対立にあることは事実でございします。チベットの問題は、ここ数日新聞にも出ておりますようないろいろ紛争が現実起こつておりました。しかも中共側から武力によっていろいろな攻勢を行なつておる状況でございします。

なおインドネシアにつきましては、中共との間に、インドネシアの華僑の問題をめぐつて、インドネシアと中共との關係は必ずしも善いことを保っているものではないと思ふ。両者の間には、相當にインドネシアと中共との關係は最近その問題をめぐつて悪い状態になつておるやうに推察されます。

従つて、東アの各地におきましていろいろな紛争が起こり、あるいは武力を用いるやうな状況が皆無であるとは申し上げかねると思ひますけれども、一応現在の段階においては、チベットの問題を中心にしての紛争だけになつておる。金門、馬祖の問題は、御承知の通りだと思ひますので省略いたします。

なお、軍縮に對して中共を入れなければ意味がないというところは、これは世界各國の人たちの考へておるところでございます。御承知の通りジュネーブの十カ國委員會が進行しておる過程、これは国連のワタの外で、いわゆるパリテイ方式によつてできた軍縮実施の案の作成の委員會でございします。ここに現われております自由主義諸國及び共產諸國の案の中にも、いづれも世界のすべての國を含む會議を最終的に開く協定を作るといふことを目的として、案の中にも両者ともそういう点を入れております。従つて、そ

ういう場合に中共を入れるということ
をみんな考へておるようございま
す。で、そういう考へ方は、すなわち
国連のワケ内において十カ国委員会を
作るという場合に、国連のメンバーで
ない中共をも入れ得るという考へ方に
立てておるわけでありまして、十カ国
委員会ができましたので、まあ国連
と十カ国委員会設立のいきさつはいろ
いろございすけれども、現在はその
いう意味において、各国とも十カ国委
員会の成果によって、十カ国以外の他
のすべての国を入れる、その中にはむ
ろん中共を含めておるという考へ方
でございます。

○吉米地英俊君 次に事前協議の点に
ついて伺いたいと思ひます。

新安保条約は、条約の第一条で平和的
の性格が明瞭に打ち出されておる。第
五条で、条約は純粋に防衛的のもので
あり、自衛行動については、その発動
から終止までについて明らかに規定さ
れております。で、現行条約の不平等
性、片務性の諸点の改善してあるも
ので、新条約が特に危険性を持ってお
るとは私は考へないものであります。条
約六条に基づき施設及び区域並びに
本における合衆国軍隊の地位に関する
協定なども著しく日本に有利に改善さ
れております。この点には何ら疑い
がないのであります。しかるにもかかわ
らず、院の内外において、この事前協
議は事前の同意とすべきであるという
議論が相当あります。私は、同意とい
うことは、これはアメリカの軍隊は日
本の同意がなければ動かせないとい
う形になりますので、受け入れることは
非常に困難だと思ふのであります。外
交折衝は、各国の平和、安全に対す

る理想と現実との両面の妥協点を見出
すにあるのでありますから、現在の条
約がアメリカにとつても理想的なもの
ではない、日本にとつても理想的なも
のではない。それが条約の当然の本質
だと私は存するのであります。ところ
が、この事前協議という点について
て、それでは日本は戦争に巻き込ま
れたいという主張が根強く存在して
国民の中にもこれに同調する者がある
ように思われるのであります。政府
は、事前協議において日本が同意でき
ない、日本に關係のないような場合
に、これを拒否することができ、日
本の基地から米軍が出動することを拒
否することができ、従つて、日本が
不本意な戦争に巻き込まれることはな
いと反復して答へておられます。と
ころが、政府がその答へを繰り返して
調されれば、それだけの世間や反対論
者は疑義を深めておるようなありさ
までありまして、その理由は、二つある
と考へるのであります。その一つは、今
日は東風が西風を吹く、ソ連の軍事
力はアメリカの軍事力よりもはるかに
強いものであると、こういう考へ方
が、反対論者の間のみならず一般國民
に普及されておるようであります。で
あるからして、こういう状況において
は、安保条約があつても戦争の抑制力
にはならないのだ、こういうことを皆
信じておるのであります。いま一つ
は、極東に重大なる紛争が発生した
とき、日本は平然として無関心でこれ
を眺めていられない。結局、事前協議
で、日本は米軍基地からの発進に同意
しなければならぬような事情が起こ
ることもあるだろう、また、日本が危
険を感ずるときには、進んで同意しな

ければならぬだろう、こういうとき
には戦争に關与せざるを得ない。とこ
ろが、いたずらにこの事前協議があ
る、極東の範圍はきまつておる、日本
の欲しないものは拒否することができ
たいというものは拒否して返してお
たのでは、國民は容易に納得しないの
であります。極東に重大事件が起こ
つたときに、戦争に巻き込まれまいと
う身勝手な非現実的な立場をとりま
すならば、有事の際における作戦遂行上
の機動性を阻害し、日本の安全が保障
せられない結果になることもあり得
ると考へております。私は、今度の事前
協議その他の点における改定の効果
は、戦争を未然に抑える運用に日本が
若干の發言権を享有し得たというだけ
であつて、これが六条によつて、日本
は戦争に巻き込まれるということが絶
對でないか、そういうことを主張す
ることによつて政府はごまかして
おるんじゃないかという疑いを含め
ておるのが現状であります。この
点について國民が明確に納得するよう
に、總理なり外務大臣なり、どちらで
もよろしうございすから、御説明
をお願いしたいと思います。

○國務大臣（藤山愛一郎君） 事前協議
の場合に、この従来の交渉の経緯から
申しまして、拒否できることは当然
でございます。私もはいささかも
日本の同意なくしてアメリカがそれを
強行しようとは考へておりませんし、
また、そうあるべきものであつて、拒
否することはできるわけございま
す。ただ御指摘のように、日本の平和
と安全を守ることがこの条約の基
本でございます。従つて、日本の平和

と安全に重大な影響を及ぼすような事
態が起きましたときに、それは当然そ
の見地からこの事前協議を眺めて、ま
た運用して参るわけでありまして、日
本に關係のない場合には拒否すること
ができることは当然でございます。ま
た極東の場合におきまして、その混
乱の起きたことが日本の平和と安全に
影響するかしないかということが判断
の基礎であります。でありますから、
日本の平和と安全が脅かされるとい
うような事態、及びそうでないような地
域的な混乱というものが当然考えられ
るわけでありまして、そういう場合に
おける事前協議の運用というものは、
その見地に立つてこれを行なうのであ
りまして、従つて事前協議自体につ
きましては、拒否し得る条項ございま
す。

○吉米地英俊君 ただいまの外務大臣
の御説明によりまして、事前協議は、
日本が安保条約の平和維持の、また、
戦争に巻き込まれないための日本の發
言権を確保しておるのであつて、現実
に日本が脅威された場合には、戦争に
入ることもあるいはあるでしょう、日
本が直接襲撃された場合にはあるで
しょうし、また、米國が攻撃する場合
にもこれを承認することもある、こ
ういふことが、これは当然のことであ
りますけれども、國民に從來理解され
ないで、反対をされておつたと思ふ
のであります。

次に移りまして、修正権という問題
について伺ひ申し上げます。政府が
調印を済まして条約の承認を國會に求
めた場合に、國會にこれを修正する権
利があるかどうかという論争が衆議院
の段階においてありました。そして衆

議院の議運で検討することになつてお
りますが、今日なお未解決のままに
なつております。この状態を参議院が
安保条約を承認して批准の運びをつけ
ることがいいことか悪いことか、一応
反省して見る必要があると思ふのであ
ります。衆議院の段階の論争につきま
しては、私個人としては政府の御答へ
を了承いたしております。ここで一つ
明らかにしたいのは、この締結権の一
部であるところの政府代表の調印とい
うことの効果は何であるかということ
を、まず外務大臣にお伺ひいたした
のであります。

○國務大臣（藤山愛一郎君） 法制局長
官から御答へいたします。

○政府委員（林修三君） これは兩政府
の代表が協議をいたしまして、条約の
内容を確定する行為だと、かように考
えております。

○吉米地英俊君 私もさうに考へる
のであります。条約の内容及びその条文
まで確定するものである。従つて調印
というものは、条約をアザ・ホールし
て、總括一体として確定するものであ
ると存するのであります。従つて、そ
の一部分の修正は全部の不承認になる
おかしな例であります。見合ひ結婚
の場合に、見合ひをして、どうもあの
目は工合が悪い、目がよくなつたら結
婚してもいいと言つたら、これは結婚
全部を否認することであつて、目だけ
を否認することにならない。私は、か
ように考へるといふと、一部の修正は
全部の不承認になると考へますが、こ
の点はいかがでございましょうか。

○國務大臣（林修三君） この条約の承
認に關する國會の権能と申しますか、
これに關しまして衆議院でいろいろと

御議論がございました。また衆議院の議院運営委員会において御検討中でございますが、もっぱらこれは国会の権限の問題でございますから、そういう意味ではっきりしたことを申し上げるのめいかかと思ひますが、従来政府として考えておりましたところは、今、苦米地委員がおっしゃった通りでございます。やはり条約の承認というものは、まあ締結権を持つ政府がそれについてイエス・ノーを国会に諮る、国会においては結局全体としての承認、あるいは全体としての不承認と、こういうことではなからうかと考えておるわけでございます。まあ修正という問題について、いわゆる法律案の修正というような意味の修正というものはないことは、おそらく衆議院の段階においても皆さん大體議論が一致されておるところだと思ひます。いわゆる現在言われております修正という意味は、多少違つた意味の修正の問題が言われておるようでございまして、今おっしゃった点、いわゆる一つの確定した内容の条約の承認を求める以上、その一部の不承認ということとは、やはりまあ全体に対する不承認であり、今後もう一べん内容を出し直してこい、こういうことじゃなからうかとわれわれ考えております。

○苦米地英俊君 私は参議院でこの修正権の問題についてどういふ結論に達するか存じませんが、今法制局長官の言われた言葉に従つて条約を取り扱っていくのが正當じゃないかと考える次第であります。これに関連いたしまして、条約の第十条に、条約の有効期間が定められております。条約の有効期間十年は長過ぎる、こんな危険な条

約十年も縛られるのは国民としてたえられない、こういう議論が今でもあります。一年の予告で解消し得るよう修正すべきだ、そのくらいの修正は重大な問題じゃないから当然できることだというような議論があります。そしてこれに同調する人々が保守系の人々の間にも相当あるように考えるものであります。で、一年の予告を正當化するために、これまですでに野党によつて引用せられたのは、米比、米韓、米華、アンザス等の諸条約であります。これらはすべて一年の予告で解消することができるようになっておる、こういうふうにしておられますが、私は、これらの条約と新安保条約との間には、非常な差異がある、根本的に違つておる、このことがまだ明確に打ち出されて国民に徹底されておらないように感ずるのであります。その根本的の相違というのはどこにあるかと申しますと、先ほど申しましたような条約は、すべて永久条約である。無期限である。永久条約であつて無期限であるがゆえに、一年の予告というものが、一つの条約を終了させる上において必要になつてくるのである。日本の十年と切つてあるのであるから、そういう必要はまずないと私は考えるのが一つであります。もう一つは、米国と日本との間には会計年度のズレがありま

す。従つて、お互いに協力し、運営していくために、このズレのために多くの時間がかかる、次の年度にかかるといふようなことがあつたので、また、この安保条約が翌年どうなるかというふうな不安を持っております。計画を立てる上にも非常な困難を生ずるだらうと思ふのであります。国と国との間においても、民間人の間においても、一年予告ということでは非常な不便がある。さらにまた、安保改正絶対反対を唱えております共産党員と名乗らない共産党員のすくぶる多い日本におきましては、一年の予告というのになつておれば、年がら年じゅう、毎年々々安保条約反対闘争を繰り返して、政局の混乱は絶え間ないと考えられるのであります。私はこの意味から申しまして、十年は適當だと思ふのであります。外務大臣から、このアメリカの極東における諸外国との締結の条約と日本の条約との間に相違があることを、私の考えはつきりしていただき

たいと思ふのであります。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 条約の期限の問題につきましては、私もこの条約の本質から申しまして、日本の平和と安全が維持されることを念願するものでありますから、従つて、われわれの最も信頼する機関である国聯連合が、日本区域において平和を維持する手段をとれば、これは当然こういう条約がなくていいということになります。第一段としてはそれを目標にして掲げたわけでございまして、しかしながら、そういう措置がいつとれるかというところは、なかなかわからないこととてございまして、従つて、日米兩國が相互に信頼関係に立ちます以上は、一定の期限を付しますことが適當であると考へるのであります。年々、御指摘のようになつておるのか続けないかというふうな不安があつては相ならぬわけでありまして、これは信頼関係の上に立ちますれば、當然一定の期限を付し

て、お互いに信頼し合ひながら、その期限の中で運用していく。そこで、その期限を付します場合に、何年が適當であるかというところが問題になつてくると思ひます。御承知のようにこの種条約には、三十年というものもございまして、二十年というものもございまして、従つて、われわれとしていろいろ考へてみました結果、やはり今日の國際情勢その他からも考へまして、そうして信頼関係の上に安全に条約を運営していく、しかも、それが日本地域における平和と安全を維持するといふことを考へてみますと、まず十年が適當であらうといふことで、この十年というものをきめたわけであります。われわれも、この条約期限の問題につきまして、ここに至りますまでの間に、今までのわれわれの考えを申し上げましたことは、苦米地委員のおっしゃつたことと食い違つておらぬと私は確信いたしております。

○苦米地英俊君 私がぜひ外務大臣に認めていただきたいのは、米比、米韓、米華、アンザス等の諸条約は無期限であるから一年の予告というものが必要であるのだ、この点が日本の安全保障条約とは違つておるのだ、日本の十年という最も適當の期間をきめて、その後は一年の予告で解消できるものであるから、この一年の予告説で、この無期限であるといふことを反対論が述べないで、一年予告になつておる、ほかの条約は一年予告になつておるのに、日本だけは一年予告はなせられないのかという議論について、はっきりしたお答えをいただいで、国民に納得させたい、かように考へる次第でござい

ます。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 御説のうちに、他のアンザスでありますとか、米韓、米華、米比等につきましては、今のお話にもございましたように、十年とか、二十年とかいう期限がついておりません。そして単に一年の予告といふことでありますから、その意味において無期限、期限なしであつて、そして一年の予告でもついても解消できる、こういうことになつております。われわれは、この信頼関係の上に立つてやります以上は、一定の期間を限つてやることが必要であるのであります。御指摘のありましたように、毎年々々、もう一年の予告でやれば、いつでもこれはやめようとか、やめまいとかいふことが、両者の間に議論が出ると思ひます。そのことは、こういう条約を安定的に運営するゆゑんではございせん。そして、その結果というものは、日本におきましては、アメリカにおきましては、政治上の問題とならうと思ひます。でありますから、やはりこういう問題につきましては、一定の期限をつけまして、そして運営することがいいということなのでございまして、今、苦米地委員のお話と、私どもの考え方、その通りだと思つております。

○苦米地英俊君 これで私は終わります。

○委員長(重光葵君) 午前中はこの程度とし、午後一時三十分から開会いたします。

午後零時三十九分休憩

午後一時三十七分開会

○委員長(重光葵君) ただいまから委員会を再開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
本日、青木一男君が委員を辞任され、その補欠として山本杉君が選任されました。

○委員(草葉隆國君) 次に、去る八日の委員会において、公聴会の公述人の数及び選定その他の手続につきましては、これを委員長に御一任いたしたいとおりましたが、公示の結果、応募者が二十五名ございました。その内訳を申し上げますと、賛成十六、反対七、賛否不明が二でございます。右の中から賛否のお三名の方を公述人に選定いたしましたので、御報告申し上げます。大谷定男君、鈴木駒雄君、金井和男君、谷口次生君、田口寅雄君及び今村良幸君。以上でございます。

○委員長(草葉隆國君) 休憩前に引き続き、質疑を行います。下村定君。○下村定君 私が本委員会のために一般事項として質問を考えておりましたことは、今朝までの間に大部分出尽くしたと思っております。ただいまから私は、主として本条約の内容、付属協定並びに交換公文の内容につきまして御質問をいたそうと存じます。また、本委員会には自民党以外の委員諸君が欠席せられておりますので、従来、衆議院等におきまして野党側から質問のありました事項に就いて、政府側の御意見を確かめたいと存じます。

新しい安保条約によって国防基本方針を定める必要はないから、条約案を国防会議にかけなかったというお答えがあったと記憶しております。私は、この御見解に同意を表するものであります。と申しますのは、現在の国防方針の第四に、将来国連が有効に侵略を阻止する機能を果たすに至るまでは、日本はアメリカとの安全保障体制を基調として対処するということが明記されておるからであります。

それはそれといたしまして、現在の国防方針を見ますと、これは策定以来三年を経過しております。この間に国際情勢の動き、科学兵器の進歩等は注目すべきものがあるかと存じます。ことに、いわゆる世界戦略は、一昨日、鹿島委員が言及されました通り、従来の軍事を主体とする様式から軍事にあらざる手段に移る傾向がありまして、軍事のほかに、心理戦、経済戦、科学戦等の分野に大いに拡大されたように感じます。この点から見ますと、現在の国防方針は、従来よりも広い視野に立つて再検討を要するところなのであります。ことに、防衛五カ年計画が策定せられるということでありまして、なおさらもつてこの再検討は必要であらうと考えます。なお、同じ意味におきまして、国防会議の構成につきましても、同じ考慮が必要でないかと存するのであります。この点につきまして、総理大臣の御意見を拝聴いたしたいと存じます。

○国務大臣(岸信介君) 国防の基本方針につきましても、国際情勢に対応して、われわれとしても常に考えていかなければならない問題であることは言うを待ちません。現在われわれは、国防会議において日本の国防の根本方針を決定いたしておるのであります。が、これを決定するにあたりまして、もとより、ただ単に軍事面だけの見地からこれを検討したのではございませんで、広く国の施策全体、国際情勢等も頭に置いて、これを広い見地から策定をいたしておりますことは、国防方針に明示されておる通りでございます。しかし、さらに最近の軍事科学の非常なる発達、国際間においても、この軍備の問題が大きく取り上げられておる。また、一般に科学技術の発達や、あるいは経済事情の進展、また東西陣営の間におけるところの關係といふものは、いろいろな面において現われてきておる際でありますから、日本の国防の万全を期する上から申しますと、さきにこれが検討を加える必要は、私も考えていかなければならぬと思っております。今日のところ、直ちに国防会議の構成、組織等の問題について検討を加えて、すぐこれが、今、下村委員のお話のような意味において再検討するということに關しましては、なお政府としては、慎重に各国の事情も検討の上、最後の考え方をきめたい、かように思っております。

金を相続して、これと引きかえに行なうというようなことが出ております。この情報の確度並びにその意義につきまして外務省からの御答弁を願います。これは大臣を問わず必要はないと思えますから、どなたでもお答えを願います。

○政府委員(森田健吉君) 先般来、外務大臣から御説明のございましたように、新条約、新協定が発効いたしますと、防衛分担金はなくなる次第でございます。ただいま御指摘になりました最近におきますアメリカの議会におきます関係者の言明は、おそらく日本に対する援助方式に関する言明だと私も承知いたしております。すなわち、援助方式といたしまして、無償援助ではなくして、日本側も特定の兵器の生産につきまして費用を分担する、アメリカ側も分担するということになる、過去においても二、三の事例がございましたようなことを申し上げておるわけでございまして、防衛分担金のことをご承知いたしております。

○下村定君 了解いたしました。次に、条約の第四條並びにこれに關連する事項について、総理大臣、外務大臣及び防衛庁長官にお伺い申し上げます。第四條には、緊急の場合における事前協議並びに両国間において条約の実施に關して隨時協議すべきことが規定されております。私は、この隨時協議なるものを常統的に、かつ、最も効果的に進めることを特に重要視するものであります。一昨日、永野委員は、経済協力の見地から常設的な協議機關を設けることを強く要望されましたし、

また鹿島委員もこの点に言及されました。私は、新条約の一つの特色は両国の経済協力を約束しておる点にあることを思いまして、永野委員の御説に全面的賛意を表しますとともに、軍事上の見地からは、一そうこの隨時協議の必要を痛感するものであります。

次に、その理由の概要を申し上げます。第一の理由は、条約の第五條に基づきまして、日本の領域内において日米両軍が共同して防衛作戰に任ずる場合のため必要であるということでありまして、本条約の目的は、もとより戦うためのものではなく、戦争を防止するための有効なブレーキを形成するにあることは申すまでもありません。しかし、このブレーキを最も確実なものにするためには、単に両国が防衛上必要な兵力を保有するだけでは不十分でありまして、両軍の当事者が平素からお互いによく話し合つて、有事の場合に、両軍が、たとえばどれだけの兵力を出すか、共同作戰はいかなる要領でやるか、補給はどうするか、また両軍間の連絡をいかにするかというようなことを、具体的に約束しておくことが必要で、これをいざ鎌倉という場合にあっては、やっただけでは目的を達することはできないと思ひます。もしこのことがなくしては、日本の自衛隊自身も作戰計画を立てることも困難であらうと存じます。

隨時協議を必要とする第二の理由は、事前協議との關係であります。事前協議につきましても、本条約において第四條にもあります。また本年一月十九日の交換公文に基づきまして、重要な配置もしくは装備の変更並びに日

本の基地からする米軍の戦闘作戦行動に關する事前協議ということが述べられてあります。事前協議につきましては、これまでもいろいろな議論が行なわれましたが、私は、拒否権があるとかないとか、協議と合意がどう違うとかいうことは、そもそも末節の議論であつて、要は、今朝外務大臣が御説明になりました通り、また、いやしくもアメリカの大統領が米軍は日本の意思に反して行動することはないと言明しております以上、常識的に見れば、これ以上信頼する約束はないと存ずるのであります。しかしながら、事前協議をやりましたも、長いものに巻かれる心配があるとか、火急の場合に間に合ふまいという素朴な不安は、これはある程度うなづけると存ずるのであります。かくのごとき不安を除くためにも、平時から日米合同の軍事委員会を作りまして、互によく腹を合わせるものが最も必要であらうと思つております。すなわち、この臨時協議によりまして、お互いの国の立場を理解し、情報を交換し、意思の統一ができておりますれば、配備とか装備の変更ぐらひでは、わざわざそれについて事前協議を開く必要がないかとも思われます。そういう場合も生ずるだらうと思つております。また、ことに米軍が日本の基地から出發する場合の事前協議でも、この臨時協議を平時から厳密に履行しておりますれば、万が一にも両軍の意見が一致しないようなことは生じないであらうと思つております。

以上二つの理由からいたしまして、この種の協議は、単に政府の高官、日本におけるアメリカの代表者、また太平洋軍司令官及びその代理者等おえら方が、ときどき会つて話し合いをせられるとか、あるいは正常の外交ルートを通じてやられるといったくらいのことでは、満足に行なわれるかどうかは私は疑問を持ちます。どうしても、前に申しました経済問題に対すると同様に、この頂上機構のもとに専門の下部組織を常設する必要があると思つております。なお、このことは単に理屈の上から申すのではありません。私はこれに類する幾多の資料を調査しました。また、私自身も、短期間ではありますが、かつて第一次大戦後ヴェルサイユ条約の実施に關して、ドイツ国の違反を監督するために、フランスのフォッシュ元帥を主宰者として、アメリカ、イギリス、イタリア、ベルギー、それと日本から、それぞれ専門委員を出しまして、この臨時協議に類するものを二カ年間続けてやった経験を持つております。申すまでもなく、これらの諸国はドイツを共通の敵として戦つたのであります。その立場はそれぞれであります。みな違ひます。問題の起こるごとに意見が反しましたが、この臨時協議によりまして、先ほど私の申しましたような意思の疎通が常にできておりましたために、私の見るところでは、その結果として、ドイツに要求されたことはおおむね妥当であつたと存じております。浅薄な私の経験まで申し上げまして、はなはだ失礼であります。これに對します政府のはつきりした御意見を承知いたしたいと思つております。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 今回の条約は、日米双方が対等の立場に立つて、そうして運営していくという趣旨から申しまして、条約の実施にあつては、すべてを協議——両国の間の協議で円滑に進行させていくというこゝと申すまでもないわけでございます。従つて、条約第四条に掲げておりますように臨時に協議し、また必要な場合には要請によりまして會議を開くということを規定しておるわけで、その規定は条約全体に關係いたしておるわけでありまして、この協議をいたします機關として、付属の交換公文で日米安全保障協議会というものを設けることにいたしました。そうして日本側から外務大臣と防衛庁長官、アメリカ側から太平洋軍司令官とアメリカの大使という二つで、一応基本になります形を作つたわけでございます。そうしてこの機關を活用していく。しかし、今、下村委員のお話のございましたように、特に自衛隊とアメリカ軍との間のいろいろな協議もございします。その他諸般の問題を条約実施の上で扱つて参らなければならぬのであります。それから、これらをたゞいま交換公文にきめました委員会の中に——中に申しましたか、下部あるいはそれに付設したいいろいろな委員会がございまして、そうして運営されることは必要なことだと思つております。そういうことにつきましても、今後この委員会等で話し合いをして十分適切な方法をとっていきたいと考えておりますので、一応交換公文等には、ただいま申したような最高の機關を定めただけにいたしておるのでございします。今後そういう点につきまして十分両者で話し合いの上で、實際に適應するように運営して参りたい、こう考えております。

○國務大臣(赤城宗徳君) 全く私どもといたしましてもお説の通りに考えております。第四条によつて、平常時にあつても、常に作戦その他につきまして緊密なる臨時協議をしていくことが大事だと思ひます。そういう臨時協議をしていくことによつて、御指摘のような事前協議の配置の重要な変更につきましても、あるいは装備の重要な変更につきましても、特に事前協議という切迫した形をとらないで、隨時協議において解決できる問題が相当あると思ひます。戦闘作戦行動に日本の基地を使う場合等につきましても、臨時協議をしておけば、非常にも、これは事前協議にもたつてなると考えます。そういうことから考えまして、安全保障協議委員会がございすることになつておりますけれども、その下部といひますか、その中にやはり専門的な防衛の立場からそういう場を作つて、常々検討をし、連絡を緊密にしておくということには、私は必要であるといふに考えます。

○下村定君 了承いたしました。ただ、その機構、構成等につきましては、まだできておりませんが、検討いたしておりますが、発効いたしましたならば、そういう方向でいくのが適當であらう、こういうふうにご承知しております。

○國務大臣(赤城宗徳君) 何といたしまして、国を守るという氣持を国民全体が持つようなことになりませんければ、自衛隊のみによつてこれを全うするといふわけには参らぬことは申し上げるまでもありません。そういう立場から私どもも考えておりますが、今のお話のように、第二次大戦の結果、あるいは核による惨害等から考えまして、何か自衛隊あるいは日本の国防というものが、戦争をあえてしてよくある、第二次大戦以前に一部にあつた考えのよらな考えでやつておるんじゃないかという誤解といひますか、あるいはまた純真にそういうふうにご承知している人もあるかもしれせんけれども、そういう情勢があることは、私どももまことに残念でございます。私どもは、何といたしまして、みずから

がみずから守るという体制ができなくて、それがなくて、国際的な連係とか、国際的な信用というものはあり得ないと思います。そういう点から考えまして、私どもも極力、日本の国は日本で守るんだという自主的な、独立的な気分を持ってもらいたい、せつかく努力いたしておるわけでありまして、そういう点につきまして、私どももいたしまして、この防衛庁に勤務しておった者でやめた人の組織とか、あるいは父兄の組織とか、あるいは一般の教育関係等を通じて、そういうしつかりした気持を持つような努力をいたしておる次第であります。

○下村定君 これをもつて私の質問を終わります。

○委員長(重藤隆雄君) 松村秀逸君。松村秀逸君 衆議院における百数十時間の審議並びに本院における数回の質疑で、おおよそ審議事項は尽きておると思っております。私は、今まで審議されました事項につきまして、視角を変えまして、二、三御質問してみたいと思います。

去る三十日に、ソ連のマリノフスキー国防相は、外国の基地から飛び立った飛行機が領空を侵犯しました場合には、その外国の基地を攻撃するよう、すでにロケット部隊の司令官に命令をしたと発表をいたしました。日本におきまして、神奈川県会では去る八日にロケットU2型機が昨年藤沢付近の飛行場に不時着いたしました以来多くの疑惑を生じておりますが、最近他国の基地から進発しました同機種種の飛行機が情報活動等に從事していることが明らかにされました。県民は

同機が厚木飛行場を基地として活動することによって不安を禁じ得ない、政府は県民のために不安除去についてすみやかに善処されたいという要望決議をいたしております。右につきまして、U2型機の問題についてただいまどうなっておりますか。外務大臣の御説明をお願いいたします。

○外務大臣(藤山愛一郎君) 日本におきまして在日のU2機につきましては、御承知の通り、五月十日の國務長官声明及び十一日の在京米國大使の私あての書簡によりまして明らかになりました、その任務は高層気象観測だけであつて、そうして非合法的な活動は今日までもしていないし、また今後もしないといふことをはっきり申し上げております。なお、五月十六日に、アイゼンハワー大統領はパリにおきまして、一切の機密飛行を中止する旨の声明をいたしたのであります。従いまして、ソ連が国連の安保理事會にこの問題につきまして提訴をいたしました、しかし、その安保理事會の決議というものは、御承知の通り、チェコスロバキア、エキュアドル、アルゼンチン、セイロン、の四カ

國共同提案によりますもので、開連國が緊張増大をもたらすいかなる行動をも慎むことを要請し、綠会の勧告に従い關係國が奇襲防止措置についての交渉を繼續するよう要請するといふこの決議を、賛成九票、棄権二票、反対なしで、安保理事會は決定いたしましたのであります。この決議の趣旨は、要するに機密活動等をするといふことは奇襲防止に對する措置であるのであつて、従つて奇襲防止措置を關係國でもつて十分に今後とも協議をしていく、そういうことであれば、緊張増大をも

たらすようなそういう機密的な飛行は各國が慎むべきであるといふ國連の決議でございましてこれを各國が尊重して参りますことは當然でございまして、國連の重要なメンバーとしてのアメリカが、この決議を尊重して参ることもまた當然でございまして、従いまして、現在日本におきましてU2機が、現在及び将来にわたつてそうした行動をするといふことは、われわれ考えられませんが、また國連決議の趣旨から申しましても、アメリカはそれを順守して参ると思ふのであります。その点を明らかにいたしまして、特に、U2機の撤退等のことにつきましては、ただいま申し入れることはいたしてござい

ます。

○松村秀逸君 マリノフスキーの演説は、さいぜん下村委員並びに鹿島委員からもお話がありましたように、心理戦であると思ふますか、おどかし分量が非常に多いようであります。イギリスの新聞は、かりに飛行機がちょっと迷ひ込んだら、押しボタンをもちまして、ロケットを打ち込まれるといふことになれば、これは大へんなことになつてしまふ。まあ歴史的に見ま

して、クレムリンは軍軍々々をやつてきておりまして、軍人に行動の自由を与へ過ぎたやうな例は今までにないから、こんな警告は文字通り受け取る必要はなからうと言つております。フランスの新聞も、ロケット兵器を使用し

ようなおそれがあると指摘してあります。マリノフスキー元帥の発言は、米國に軍事基地を貸しているところの諸國の國民を不安に陥れるところの効果は十分にあるであらうが、しかし、ソ連が全面戦争を欲しているとは考えられないし、実行に移されるものと信ずるわけにはいかない。ソ連も、ロケットで報復したならば、アメリカも声明いたして参りますように、直ちにロケットで反撃を加えられることをよく承知しておるから、といふようなことを書いておるのでございまして、マリノフスキー発言に對しまして、外務大臣の御所見をお伺ひいたします。

○外務大臣(藤山愛一郎君) 領空侵犯に對する對抗措置として、その發進基地をロケット等で撃ちますといふことは、いわゆる領空侵犯に對する措置としては行き過ぎの措置でございまして、そういう措置をとることは新たな侵略を意味することになるわけで、ソ連といへどもそういうことはいたさないと信じております。

○松村秀逸君 西独の新聞はこのことにつきまして、マリノフスキー元帥の演説のあとで日本のデモはますます盛んになつてきておる、ソ連の威嚇外交に乗せられた格好である、威嚇外交が成功した日本は最初の國である、事は重大だ、と書いておるわけでありま

す。ハガチー秘書の先日の来日に際しまして、羽田事件は組織的、計画的であつたと言われております。社会党代議士もそのデモの中にまじつておつたといふことであります。まことに重大なことと言わなければなりません。また、今日の新聞によりますとこれを外國では、アイクの訪日は東西力關係

の試験に立たされておるとさへ申し出ておるのでございます。總理の本件に對する御所見をお伺ひいたします。

○外務大臣(藤山愛一郎君) U2機の問題からソ連のマリノフスキー元帥の言明等は、まさに今日の國連憲章の精神を無視した一つの威嚇と見るべきであると思ひますが、パリ會議決以後、そうした心理戦といふものが特に活発に行なわれ、これに對して日本としては十分に慎重に考へて対処しな

ならぬと思ひます。アイゼンハワー大統領の訪日に對して、これを阻止しようといふ日本國內におけるところの動きを見ますといふと、今日多分に國際情勢を反映して、そうして日米の離間を策しておるというふうな考えなければならぬと思ひます。過日のハガチー氏に對するあつた集團暴力の事態は、私、國としてまことに遺憾のきわみであり、かつ、これに責任のある政

黨の黨員が参画しておるといふやうな印象を与えておるといふことは、これはまたゆゆしいことであると思ひます。私どもはやはりこういう國際情勢を十分認識して、これに對して日本があくまでも自由主義の立場を堅持し、日米協力が日本の平和と安全、繁榮の基礎であるといふ認識をはつきりと國民に理解徹底せしめるように努めな

戦というものはなかなかできるものではないという感じを受けました。フルシチョフ・ソ連首相は、昨秋アメリカを訪問いたしましたときにも、訪米第一声は、アメリカもソ連もべらぼうに強くなり過ぎた、あまり強くなり過ぎたから、この二つの間にはもう戦争をしたら大へんことになる、いささかできない、というのが第一声であったと記憶しております。数多いソ連の宣伝、謀略、脅迫といったような言辭の中で、おそらくこれは真実の一つでございます。

終戦後、朝鮮動乱、インドシナ、スエズ、近くはラオス、インドと中共の国境など、大小合わせて十八回もの戦争がございましたが、ただの一回も米軍基地のあったところにはまだ起こっていないのであります。朝鮮動乱も、ソ連がまず北朝鮮から引き揚げ、米軍が南朝鮮から引き揚げないように懲罰しました。引き揚げますや、北朝鮮の共産軍が重戦車を先頭として釜山近くまで攻め寄ってきて、まさに朝鮮海峡に韓国軍がたたき落とされんとしたことは御承知の通りでございます。国連軍の反撃によつてこれを食い止めたが、自來三年間、おそらく終戦後最大の悲劇となつたのであります。もし、あのとき三十八度線に星条旗が一本ひらめいておりましたならば、ウェデマイヤー將軍ではございませぬが、ああいう事態は起こらなかつたでございませう。韓国に米国の基地がなかつたというところが、あの終戦後最大の悲劇を生んだのでございませう。私はこういう歴史の事実から——歴史の事実と申しまして、終戦後のここ十数年の歴史の事実から見ますと、今よく基地があるから

戦争に巻き込まれるというのを申ししておる人がおるのでございませうが、私はその反対でありまして、基地があるから戦争に巻き込まれないと確信いたしておるのでございませう。国会の周辺をときどき取り巻きますところのデモの合言葉は、戦争反対、安保反対でございます。しかしながら、戦争反対であれば、その結論は私は安保賛成になるべきだと信ずるものであります。防衛庁長官のこれに対する御所見をお伺いいたします。

○國務大臣(赤城宗徳君) 私も今のお話のように考えております。戦前におきましては、基地といひますか、外国の軍隊の駐留を許し、駐留があるという事態は、租借地によるものとか、あるいは戦争の占領とか、いろいろさういふことであつたと思ひます。しかし、第二次大戦後におきましては、東西兩陣営に分かれておりますが、お互いに全面戦争に入ることには危険だといふことで、全面戦争の危険といふものは薄らいでおるのが実情だと思ひます。しかし、局地においていろいろ紛争がある。紛争ができる基礎といふものがまだ解消しておりません。さういふ事態からいいますならば、やはり局地的な紛争といふものを事前に防ぎ、あるいはさういふ紛争が起きかけたときにはそれを消しとめていくと、さういふことが戦争へ突入しない、すなわち平和への道だと思ひます。その方法といひまして、東西兩陣営に分かれておる現在におきまして、基地を貸与するといふことは、戦前の考え方とまるつきり違つて、やはり戦争を抑制する一つの手段としてのものだと考えております。現に今お話のように、世界におい

てもアメリカを中心として安全保障条約を結んだ国が四十数カ国あると思ひます。さういふところにおきまして紛争が全然起きておりません。また、日本におきましては、八年間のアメリカ軍の駐留がありましたが、このことは、大きな目から見ますれば、やはり紛争に巻き込まれなかつたという事実だと思ひます。朝鮮のお話の通りだと思ひます。戦争をいかにして抑制するかといふことにつきまして、兵力の引き離し、兵力を引き離さうといふ考え方が、ヨーロッパにおきましては、またその他におきまして、一時議論がありました。朝鮮におきましては、その兵力を引き離した態度といひますか、アメリカの駐留軍が引いた。これは兵力を引き離しの一つの方法だと思ひます。ところが、その後におきましては、さういふ動向が起きた。私はまことに残念であり、危険なことだと思つております。

でありますから、日本におきましても、侵略とか、あるいは植民地的とか、さういふ態度でこの駐留を許しておるのではありませぬ。やはり日本の安全と平和のため、ひいては世界の平和と安全のための目的でおるのでありますから、私は、このことは戦争を誘発するものではなく、戦争の抑制力になつておる、さういふふうに考えております。

○松村秀逸君 私は昨秋欧米二十数カ国を回りまして、五十数名の政治家、軍人、学者、技術者の方々と会談の機会を得ました。ちょうど日本では雪解け論議が盛んなときでございまして、が、会いました方々からは一度も、そんな雪解けなどという言葉を聞いたこ

とはございませぬでした。会談から得ました印象は、現段階におきましては、国際情勢の現況におきましては、残念ながら東西力の均衡が戦争を抑制しておるということでございます。このことにつきましては、さつき総理からも御所信の表明がありましたので、もう御質問は差し控えます。しかしながら、この力の均衡と一口に申ししましても、これを維持していくためにはなかなかむずかしいのでございまして、各国が一生懸命でございませう。ソ連はさきに、百二十万の兵員を二年間に縮小するといつて縮小しつつあります。が、かえつて火力においては数倍し、新式の装備を採用し、戦力は縮小するどころか増加しておることは皆さん御承知の通りでございます。米國へ参りまして、ケーブ・カナベラルやパンデンバーグの基地を見た人は、ミサイル・ギャップを埋めるためにいかに息詰まるような努力をしておるかといふことを、だれしも感得しないものはないのであります。さういふ米ソの間にはミサイル・ギャップは多少ございませうけれども、基地の関係やポラリス潜水艦の発達のため、総合した戦力は確信いたします。アメリカの方が戦力が劣つておるどころか、私はすぐれておるものと信ずるのでございませう。

日本では、力の均衡、力の政策と申しますと、すぐ戦争につながるやうに、何か悪いことでも言うやうに言う人がございませうが、これが戦争を抑制し、平和維持の原動力となつておるものと私は確信いたします。本条約の第三条に「武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従つて条件

として、維持し発展させる。」と書いてあります。日本の場合は、国防會議の決定に従ひまして、国力国情に應じた防衛力の漸増が約束されておるのであります。今年、伊勢湾台風などの関係もありまして、総予算の一割足らず、比率におきましては今まで最低の防衛費でございませう。国力国情に應じての防衛努力は継続的かつ効果的にこれから続けていかなければならぬと思ふのであります。総理の御所信を承ります。

○國務大臣(岸信介君) 松村委員の御所信と同様にわれわれも考えております。われわれとしても、その方向に向かって國をあげて努力をしていかなければならぬ、かように考える次第でございます。

○松村秀逸君 防衛努力の成果を効率的に上げるためには、ぜひ計画的に実施されなければなりません。第一次防衛三カ年計画は本年をもって終了いたすわけでございます。昨夏北海道において、防衛庁長官が試案といつたやうな意味で発表されました第二次防衛計画は、目下どのへんのところを進展しておるのでございませうか。また、この第二次防衛計画と本条約第三条との関係はどんなものでございませうか。防衛庁長官に御説明をお願いいたします。

○國務大臣(赤城宗徳君) 三十五年度をもつて第一次防衛三カ年計画は終了いたしましたので、第二次計画を目前に定中でありませう。昨夏北海道におきまして、その大略といひますか、考え方を発表いたしました。その考え方の基本においては変わっておりません。装備の近代化、効率化、あるいはまた空

に對する關係、あるいは船に對する關係、こういうものにおいては変わりはないのであります。ただ、いろいろ日本の、先ほど申されましたように、国力国情に應ずるという点で、財政的の方面の計画等につきまして、なお検討を要する面もあります。そういう点で、結論に大体近づいてはおりますけれども、防衛庁において目下検討中でありまして、財政的な面から申し上げるならば、今のお話のように、三十五年度の防衛費は国民所得に對しまして一・四六%になるわけでありまして、そういうような關係でありまして、けれども、やはり近代化あるいは効率化という面から考えますならば、漸次ふえていくという形になります。しかしながら、これはやはり国民所得とのにらみ合いにおいて、あるいはまた、ほかの厚生民生安定關係、そういうものとの關係をもにらみ合わせていかなければならない。こういうふうな考へて、四十年度におきまして国民所得の二%程度はぜひ必要ではないかという考へ方のもとに、目下検討をいたしております。

この安保条約第三条との關係につきましては、私どもは、国力国情に應じてしつかりした、効率的な、そうしてみずからみずから守るといふ基本の考へ方を持つていかなければ、やはり日米の信頼友好というものも成り立たないと思ひますので、みずからが守っていく、こういう考へ方のもとに、目下検討をいたしております次第であります。

○松村秀逸君 ナポレオンは、一名の凡將が指揮する軍隊は二名の名將が指揮する軍隊よりも強いと申しました。

本条約は、進んで海外に出かけていって攻撃するなどということは一切やらない、毛頭考へておりません。純然たる防衛的性格のものでありましよう。戦争を抑制することがその本旨でございます。しかしながら、万一不幸にして外から武力攻撃を受け、日米共同作戦をやるような場合には、指揮権の關係はいかなるものでございませうか。防衛庁長官にお伺いいたします。

○國務大臣(赤城宗徳君) 指揮關係につきましては、米軍は米軍、日本は日本と、こうなっております。しかし、その指揮あるいは作戦等につきましては、その効果を發揮することができません。そういう意味におきましては、今度の第四条におきましては、先ほど下村さんからお話がありました、臨時協議したとしておいて、そういうことに体制を持っていく、こういうふうな考へております。

○松村秀逸君 中立論につきましては、本委員会の冒頭におきまして總理の所信表明がありまして、全く感を同じやうするものでございまして、サンフランシスコの、平和會議のときに、ソ連は日本の中立を主張しました。宗谷、津軽、対馬海峡など日本側は無防備にして、日本海に面する諸國の軍艦だけに通過を許すという提案は通過を許したが、アメリカの軍艦には通過を許さなという提案でございまして、これは私は馬脚を暴露したものであると思ひますのでございまして、中立と申しましては、その意図するところは、決してほんとうの完全な中立などというものと

はおよそ縁遠いものであると考へる次第でございまして。また、もし米國が全面的に太平洋のあなたに撤退するやうなことがあったといたしましたならば、日本に對するところのソ連の圧力は耐えがたいまでに強くなつて参りまして、国内の分裂はますます今にも増して起るでございませう。極東におけるところの現在の力のバランスはくずれまして、これがやがて新しい争亂を招くことになるのではないかと、寒心にたえないものでございまして。總理の御所見をお願いいたします。

○國務大臣(岸信介君) 御意見のように、われわれはあくまでも自由主義の立場を堅持して、そうして日本とアメリカとの協力のもとに平和と安全を守り、また、繁榮を期していくという基本方針をはつきりと確立して進んでいくことが必要でありまして、中立のごときことが、日本の置かれておる客觀的情勢から不可能であるばかりでなく、ソ連、中共等より日本の中立化が強く働きかけられておるといふことは、要するに、日本の今までの自由主義の立場、日米協力の立場を弱化し、あるいはこれを離間して、そうして自分たちの陣營にこれを持つておるといふ目標のもとに行なわれておるものでありまして、この關係を十分に認識して、あくまでも自由主義の立場を堅持し、日米協力の線を確認するといふことが、私は日本のためには絶対に必要である、かように考へております。

○松村秀逸君 これをもつて質問を終ります。

○委員長(草葉隆國君) 山本杉君。

○山本杉君 總理は、現実の政治のあり方として、國及び國民の安全確保こそ政治家の課題であるとお述べになつておられます。そして理想としては、安保体制の要らない世界の狀態を望むといふことをはっきり言つていらつしやるのでございまして、今の政治の面で恒久の平和をもちとるためには、現実の真相の把握こそ望ましい。そこに自由と民主主義を守る道があるのだとおっしゃいました。これは世界の現實を直視し、九千万國民を乗せた船の舵を直視し、責任者の言葉として、切々と胸に響くものでございまして、このように、高度の理想を持ちながら、複雑な國際情勢に処して政治が行なわれていくこの國の現實の中で、それとほど遠い觀念の世界で、日本の婦人の大多数は、新安保条約と再軍備という課題で苦惱しているやうなわけではございません。一家の主人が、安保改定は必至である、こう考へているにもかかわらず、高等學校や大學に行つております若者たちは、まづこれからこれに反對をする。そうすると、その母親の立場から、何か子供たちについていかなければいけないやうな氣持にもなるのだと思ひますが、この改定という問題に對しても、半信半疑になつてくる。こういうた母親の實態の中で、新安保条約といふものは軍事同盟だから、この改定をすれば必ず戦争になるんだ、こういう声がかかりまして、これをすなおに信じてしまふ日本の婦人ではございませぬ。このやうな婦人といふものを一つ私は頭の中に置きまして、婦人の立場から、また、これに賛成をしたいと考へながら、よくわからないと言つてい

る人たちに對して、わかりやすく、率直に御説明を願ひたいといふことを前提にいたしまして、私はいささか質問をさせていた、だきたいと思ひます。

そこで、この新安保をめぐります國際情勢の問題について伺ひたいのでございましてけれども、時間的關係でこれは省きたいと思ひます。

そこで、私は一点だけ、なぜ日米安保条約のこの體制をめぐつて、共產諸國家が、このやうないろいろな形で積極的に反對の態度をとらなければならぬかといふことでございまして。ソ連は、三度にわたつて警告的聲明を行ない、新安保条約が危険なものであるといふことを言つております。また、中共では、北京で百五十万、上海で百二十万といふやうな國民動員を行ないまして、日米安保条約反對の抗議デモをやつております。そうして指導者たちは、口をきかめてこれを非難している、と聞いておりますが、共產主義國家はなぜこうした動きをしなればならぬか。まあ私のしろと考へてございませぬけれども、先ほどお話が出ました、ソ連がU2型機の墜落問題を持ち出して、パリの首腦會議をとうとう延期させてしまつた。そうしてこれは、アメリカの大統領選挙に對しての干渉作戦とも見られるのでございませぬけれども、とにかくアイクをたたきのめして、アメリカが持つていける世界外交の主導権を何とかして取り上げていきたといふやうな挑戦のやうな氣がいたすのでございませぬ。で、たとえば今度のソ連の軍縮案といふものは、フランスのドゴールの軍縮案を相当取り入れていて、聞いておるのでございませぬ。そうして、一部では仏ソ同盟といふものが締結されるのではないかといふこ

とまで言う人があるわけでございますが、これなどもとにかくアメリカを何とかしなけりやならぬという意図があるように私どもに受け取れるのです。それで、このような諸情勢から、国際不安というものはますますつづいていく。それで、この安保改定というものを、私ども賛成する者の立場から見ると、日本という立場から考えればかりでなく、反対者の立場から考えます。日本という立場においては、ますますこれが強化されなければならぬ。それなのに廃棄の方向にこれを持っていこうとするのは、どう考えても理屈に合わないと思うのでございませうけれども、この点をはっきりと伺わせていただいて、そうして国民にわからせていただきたいと思います。

○國務大臣（岸信介君） 安保条約の改定問題について、中共、ソ連で抗議あるいは覚書などのことがやられ、また、いろいろな声明がなされておるといふことは、根本的に申しますと、一國がどういふ防衛の方針をとるか、あるいは外交方針をとるかという問題は、その国の国民がきめるべきものであって、他から干渉すべきものでないことは言うまでもありません。日ソ共同宣言におきまして、そういう内政については一切干渉しないということ、それから、この二國が合意しておられる、こういうことが行なわれている。これは一見、私どもも非常に不可解に考へるところであります。また、日ソ共同宣言が作られたときにおきまして、現行の安保条約というものがあつたことも、ソ連は十分に承知しております。日本がアメリカと協力して、日本の安全を保障する、また、日本の基地が米軍のために与えられておるとい

う現実も、よく承知しておるわけでありませう。また、安保条約の改定に反対したからといって、現行安保条約そのものを廃棄することはできないわけでありませうから、安保条約は依然として残つていくわけでありませう。安保条約というものは……従つて、安保条約の改定に反対するという真意もまた、こういう安保条約があることから考へましても、きわめて了解に苦しむと言わなければならぬ。また、今度の改定というものは、日本が独立国にふさわしいような自主性を持った日米の間にあつたのを、日本の自主的な意思をこの上に取り入れて、対等なものにするという改定でございませう。それで、その改定が、ソ連や中共に脅威を与えるものであるかといへば、現行の規定よりは脅威を与えることはより少なくなることこそあれ、脅威を加えるものは全然ないでございませう。こういうことを考へてみるとうと、ソ連が改定に反対する、中共等が改定に反対するといふことは、別に意図がある、とか考へられないのであります。私は、こういう問題について、日本の立場を従来もソ連、中共に十分申ししておりますし、これがよく理解されず、誤解に基づくものとはとうてい考へられないのであります。他に意図ありとするならば、要するに、日本の自由主義の立場を堅持し、自由主義陣営の一員としてのこの立場から、自由主義陣営から離脱せよ、また、日米が協力しておる関係を離間しようという目的を持って、これが行なわれておるといふ以外には、解釈の仕方がないというのが私の考へでありまして、決して今度

の安保条約が改定された結果として、現行の安保条約よりも、よりさらに戦争の危険がふえるとか、戦争に巻き込まれるおそれが大きくなるというようなどことは絶対ないものであります。また、現行の条約そのものが八年間現実に行なわれておりまして、これが日本を戦争に巻き込む危険を加えてきたかといふと、少しもそういうことはなく、むしろ極東のこのいろいろな事件のある間において、日本が平和と安全が確保されてきておつた。理屈だけでなく現実がそうだ。それと同じ趣旨で、しかも、日本とアメリカとの間の関係において、日本の立場をよく守つただけの改定がかくのごとき反対を受けるといふことは、とうていこれは正常な考へ方に基づいておるとはどうして見ることはできない、かように思つております。

○國務大臣（赤城宗徳君） 安保条約が軍事同盟か軍事同盟でないかということにつきまして、私の考へをちょっと申し述べさせていただきます。数日前に、世界労働の大会で、中共の有力者が、戦争には正しい戦争と、正しくない戦争とこういふふうに分けて、共産主義国家におきましては、戦争を正しい戦争と正しくない戦争に分けておる。レーニンの「社会主義と戦争」という本がありますが、それにおきましても、戦争というものは正しい戦争と正しくない戦争がある。解放のための戦争と共産主義では言っておりますが、これは正しい。こういうふうに言っております。そうして共産主義から言いますと、自由主義国家は帝国主義だ、ことにアメリカは帝国主義だ、しかし、ソ連の考へ方、共産主義の考へ方から言ひましても、帝国主義といふのは資本主義が行き詰まつて、世界に市場がなくなつて、その市場を武力によって獲得するということが資本主義最後の段階としての帝国主義だ、こういうことだと思ひます。しかし、自由主義国家群で、自由国家において、帝国主義という制度はないか、考へを考へるところはないかといふことの基本は、私は戦争をすること、を国としておるかどうかということになると思ふ。私どもは戦争をすることとを国としておるものではない。こういう点から考へますならば、安保条約が戦争をするための条約であるかといふことは、どこから見ても考へられない根本の考へ方だと思ひます。特に軍事同盟といふのは、私は俗に言へば攻守同盟だと思ひます。攻めるのに守るのにも同盟をする、日本の立場から見ても、攻める、あるいは海外派兵をして、アメリカまで行つて攻める、あるいはよそへ行つて攻める、こういうことは、日本の国是でもなければ、考へ方でも全然ありません。そういう点から考へまして、私は決してこれが軍事同盟だといふこの規定は当てはまらない。むしろ先ほどから再三御質疑その他にもありますように、私はこれは戦争を抑制する防衛的なものだ、こういうふうな考へております。

○山本杉君 次に、国連による安全保障体制との関係について伺ひたいのでございませうが、これも時間の関係で、一点だけ伺ひさせていただきます。それは、ハンガリー事件やスエズの出兵などのときに痛感したのでござい

ますが、拒否権を使えば国連の安保というものが踏み止まられてしまふというふうな状態の中で、安保体制というものを集団的あるいは相互的に持つということが当然であるというふうな私どもは考へるわけでございます。そして、しかも私たちは、いつあるかもしれない侵略の危険に對して、このように国連の機構が完全なものになり、そしてちゃんと私どもを守ってくれるようになつておらないという中で、世界の至るところで、地域的にあるいはまた、二國間の安全保障条約が結ばれて、共同防衛体制の状態ができてゐるにもかかわらず、日本とアメリカの間だけがこういうことをするのが悪いのだというふうな理論をつけようとするところに無理があると思ふのでございませうが、今日このように世界の常識になつておりますこの安全体制というものに對して、私は一言だけでけっこうでございますから、はっきりとお教えいただきたいと思ふのでございませう。

○國務大臣（藤山愛一郎君） 国連ができて、平和を達成する理想を掲げて動き出したのでございませうけれども、まだ、安全を保障する十分な措置が現在の国連ではなかなかにないものでございまして、お話のように、拒否権等の問題によりまして、必ずしも各国が見て有効な方法がとり得ない場合が起つておるわけでございます。国連の憲章から申しますれば、一切の紛争を平和的に解決するというのが目的であることは申すまでもないわけでありませうけれども、しかし、それが達成されない場合におきまします特別の例として、憲章五十一條は、武力攻撃がございましたときに、自衛のため

に個別的なあるいは集团的な自衛権を
發動していくことを認めているのでご
ざいます。日米安保条約も、その国連
憲章五十一條ののちとして作られてい
るわけでございます。今日の事態に
おきましては、また、国連の発達の今
日の段階におきましては、当然これに
よって世界の平和と安全を保持してい
かなければならぬと考えております。
○山本杉君 次に、日米安保条約とい
うものが、反対論者は口を開けばアメ
リカから押しつけられたものだ、こ
ういふふうに言っております。また、婦
人たちがそのように受け取ってそうし
ていろいろと反対をするわけござい
ますが、日本が独立と同時にアメリカ
からこれを押しつけられたものである
かどうか、その当時の事情でございま
すが、占領国と被占領国との関係から
それがどのように進められてきたか、
その辺について私は伺いたいと思うの
でございます。日本のみずからの判断
でこれを選びとったその道であるとい
うこと、しかも、当時の日本の実情と
いうものは、今日とはよほどかけ離れ
ていたと思っております。経済力も弱
く、自衛力などは皆無に近かった日本
とアメリカとの関係でございます。そ
の日本がその当時の実情において、一
から十までアメリカにおまかせなけれ
ばならなかったということ、これはや
むを得なかったと思いますが、それだ
から安保条約というものが押しつけら
れたものであったということにはなら
ないと思ひます。それで、どうかその
辺がそうでなかったのだということをは
っきりと御説明願いたいと思ひま
す。

が締結されましたとき、日本におりま
す米軍が、撤退するというその時期
に、日本が自分自身の安全保障をいた
します方法としては、まだ警察予備隊
等の段階でございまして、自分自身が
完全に日本の平和と安全を守るだけの
能力を持っておりませんことは、当時
の現状から見ても明らかな点でござい
ます。従って、日本といたしまして安全を
守る、しかも朝鮮事変等の状況から見
ましても、それが必要であることは当
然であつたわけでありまして、そうし
てアメリカにこういうようなアメリカ
の協力を得て日本の平和と安全を守る
体制を作つていきたというものであ
つたことは申すまでもないことであ
ります。アメリカもまた、アメリカの
見地から日本の立場を十分に了承され
たと思ひのでありまして、そういう意
味においてこれができたわけござい
ます。ただ、当時の事情から申して、
今申し上げたように、すべてをアメリ
カに託したわけでありまして、現行
安保条約というものが、相当一方的に
アメリカに有利になつておるといふこ
とは、こちらから頼んでせひともやっ
てもらいたいという結果であらうかと
思ひのであります。

○山本杉君 八年間にわたりますその
辺の経緯が、今日安保条約を改定しな
ければならぬという、そういう事情を
日本にもアメリカにもたらしたと思
ひのでございしますが、この安保条約に
対して、現行安保条約が不平等条約で
あるという批判、それからこれを改定
しなければならぬという世論は、一体
どこから出てきたか。国会で安保改定
を早くやれと言つて藤山外相を脅かし
たのはだれであつたか。このような安
保改定への世論の盛り上がり経過とい
うものを私は率直に承りたいと思ひ
のでございします。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 御承知の
通り、この条約は、日本がアメリカに
ぜひと日本の安全を保障してもらい
たいというふうな状況のもとに頼ん
だ条約である限りにおいて、相当アメ
リカに一方的であり、また当時の事情
から見てもやむを得ないところがあつた
といふことでありまして、けれども、
現実には現行の条約といふものは、必ず
しも世界のこの種の条約と比較したし
まして対等の立場でできておるものと
は言ひがたいものでございします。従つ
て、これはこの現行条約ができてしま
つて、日本が漸次経済的にも発達し、
政治的にも安定をし、あるいは自衛
力、現行の自衛隊等もできて、逐次自
分の防衛能力も高まつて参りますとき
には、国民的にそういう要望が起るこ
とは当然のことと思ひます。であり
ますから、過去におきまして、重光
外務大臣以来この改定問題を取り上げ
て、そうしてアメリカ側に要求いたし
ておつたのであります。ごく狭い範囲
内で申し上げまして、私が外務大臣
に就任して以後、衆参両院の外務委員
会における野党の質問といふものは、
ほとんどこの不平等条約を改正しろ、
そうして今日改正されたような点
につきまして特に質疑を受けたこと
は、私が国会生活における初めの記憶
でございします。よく承知いたして
おるのでございします。

○山本杉君 ただいまの御説明で、安
保改定に最も熱心であつたのが社会党
であるといふ点のはっきりわかるので
ございしますが、今その社会党が改定に
まっこうから反対をしておるような状
態でございします。この事態について、
改定を肯定するものの側で、政府のP
R不足といふことを盛んに言うのでご
ざいます。これはただ単に政府のP
Rが足りなかつたといふことだけでは
片づけられない問題があると思ひま
す。これらについては先ほど総理から
も御所見を承つておるので、ここでは
お答えを願わないのでございしますが、
今、社会党ばかりでなく、国民各層に
も、この新安保条約反対の声が出てき
ております。これは一つには、今度の
安保条約改定の意義が国民に深く理解
されてないといふことが言えると思
ひますけれども、それにも増してま
つと重大なことは、中共あるいはソ連か
ら、いわゆる共産主義思想といふもの
の、また、その潜在勢力といふものが
国民の各層に予想以上に浸透して
いふことを認めなければならぬとい
ふこと、これを認めるのでございま
す。あのデモに出て参りますような
あいつ先端的な様相とは別に、もつと
深刻なものがあるのじやなからうかと
いふことを痛感するわけでございます
が、これに対して政府の要路の方の御
意見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 安保条約
におきまして今日の反対の主たる基本
な原因は、やはり御指摘のように、国
際共産主義のいわゆる活発な宣伝活動
と申すものが、いわゆる冷戦に伴つて
激しく行なわれたといふことに一つは
あろうと思ひます。同時に、ソ連等の
外交政策を見ても、やはりこ
の均衡の上に立ちました力のバランス
をどこかで破らなければならぬ。それ
にはやはり強力な自由主義陣營の団結
といふものに、くさびを打つ。であり
ますから、たとえばヨーロッパに對す
るソ連の政策を見ておりましたも、戦
後、独仏といふものがいわゆるヨーロッ
パ連合の基礎になります上に、シユー
マン・プランというふうな例を見まし
てもそうでありまして、独仏といふも
のは相當に接近をしております。これ
に對してくさびを打つという、フラン
スに對してかなり強引な立場をとつて
おる。そういう点は、たとえばアルジェ
リア問題のソ連の扱い方を見てみま
しても、われわれは感ずるものであり
ます。そういう意味におきまして、やは
り日米の間に一つのくさびを入れよう
といふことは、やはり外交方面の一つ
の方法論ではないかと思ひます。であ
りますから、そういう意味において、
ソ連の外交政策、あるいはお話のよう
に、その基礎になる国際共産主義の浸
透といふような問題が大きな原因に
なつておると考えておるわけでありま
す。

ますが、この新条約方式をとられた理由はどこにあったのでございましょうか、これを一つ整理から伺いたいと思います。

○政府委員(岸信介君) 新しい条約の形でいくあるいは改正すべきものを現行の条約の間に当てはめていくかということは、むしろ技術的な問題に私はなと思うのであります。問題は、現行の安保条約も、今度の安保条約もその精神において、いわゆる防衛的なものであり、あくまでも戦争をないよう、戦争を未然に防ぐという趣旨に出ることは全然同一の精神に基づいておるわけであります。従って、この形式として一部改正の形によってこれを改正していくかということにつきましては、今度の新しい条約をござらん下さいますという、むしろ形の上からいって、こういう形の改正を行なう、既存の現行の条約を存続して一部改正をするということは、これは技術的にいってほとんど実現しにくいことである、いわんや今度の改正の要点をござらん下さればわかるように、これはただ交換公文等の形において、現行の条約を置いておいて、それでもつづいていくということは適當でない、こういうことから、この技術的な面から考えられる点が多分にあると思ひます。私どもは、現行の条約というものが、先ほど来お話がありましたような事情のもとにできたものであり、基本の精神は変わらなかつたし、ましては、日米が対等の立場において日本の平和と安全を保障していく、そうして協力関係を明確にしていく、対等な形における真の理解と信頼の上に立った協力関係を明確にするというような意

味から言へば、新しい条約の形式をとって、そうして名実ともにその考え方を明確にすることがいいという考えのもとに、こうした新しい条約の形式をとったわけでございます。しかしながら、これが従来一部で反対する人が言っているように、こうなつたから、現行の安保条約はまだしも、今度の条約は軍事同盟であるというふうな議論がございますが、そういうことは、これは絶対にないのであります。あくまでも私どもは、現行の条約とその基本においては変わらぬおらぬ。しかも、その上に、日米が対等の立場における協力関係というものを明確ならしめることがこの新しい条約の形式をとつたゆえんでございます。

○山本杉君 現行条約の必要は認めるけれども、新安保条約には反対である、こういうふうな言つておる人たちは、新条約方式という大げさの方法をとつたから、ソ連や中共を刺激したものであると、こういうふうにも言つておるわけでございます。けれども、今日のソ連や中共の日米安保体制に対する攻勢というものは、新条約方式をとらないでも、基地貸与協定とか、あるいは交換公文というふうな部分的な改定であつたとしても、まあ今よりも弱いものではなかつたといふふうにはどうも考えられないこととあります。それはサンフランシスコ条約のときでさえ、あれほど反対したソ連の態度を思い出した、部分的改定の方が刺激が少なかつた、たうといふふうには考えられないのでございます。

そこで、お伺ひしたいのでございますが、この新安保条約が成立して、批准が終つたら、ソ連や中共はどんな態度に出てくるかということでございます。極端な議論をする人は、日ソ共同宣言の破壊をするだろうとか、あるいは大使を召還するだろうなどと考へている人もあるようでございますが、この点いかがなものでございましょう。

○國務大臣(藤山愛一郎君) お話のうちに、現行の安保条約を改定しようという論者は、最近になりますと、いわゆる現行安保条約を、信義を破つても破棄した方がいい。また中立論というものの前進をしようと思ひます。その意移りしておるようには思ひます。その意味から申しまして、いわゆるソ連あるいは共産圏が、これに対して相当の積極的の手を打つておるといふことも明瞭にわかるわけでございます。ただ、しかし、総理もただいま述べられましたように、この条約というものは、現行の安保条約と同じ基礎の上に立つておるものでございまして、日ソ共同宣言において、この点については認めたと上で、そして日ソ共同宣言が成立しておるわけでありまして、もし誤解なくこれを讀みますならば、現行の安保条約よりも日本の自主性をもちつて改善したといふことを理解するならば、それ以上の反対をなし得ないのではないと思ひます。でありますから、私どももいたしましては、ソ連がもしそういうことを契機にして、何か共同宣言を破棄する、あるいはお話のような大使を引き揚げるというふうな行動をとる理由は、その点だけにおいては私どももないうことであらうと思ひます。もしそういふことで共同宣言を破棄するといふこととであれば、国際信用上におけるソ連の大きなマイナスでなければならぬの

でありまして、そういうことをあえて侵すといふことを、今日ソ連に対して私どもも考へること自体が、むしろソ連に對する非礼だと思つております。

○山本杉君 今度の改定の意義の中で最も大きな特色は、事前協議によつて日本の自主性が確認されたといふことだと考へられるのでございます。交換公文にございまして「事前の協議の主題とする」といふこと、これはどういふ御趣旨なものでございましょうか。

○國務大臣(藤山愛一郎君) この「事前の協議の主題とする」といふことは、今回の条約において、いろいろな条約運営全般について協議をしていくこと、そして、その運営を円滑にしていけることが当然条約全体にかかつておることは申すまでもございませぬ。しかし、最も重要な点につきましては、特に事前に協議をするといふことをうたうのでありまして、重要な問題について、その点を明らかにしていくといふことでございまして。

○山本杉君 今度の安保改定反対の立場から、単に「主題とする」とあるだけで、同意とか合意とかいふ言葉になつていないのは抜け穴ではないか、こゝう批判をする向きもありますけれども、一体、条約文というものはこまかい字句まで書き添えなければならぬものなのかどうか、その点を教えていただきたいと思ひます。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 御承知の通り、国際間の条約と国内法とは差異がございまして、国内法においてはいろいろの点をかなりこまかく規定しているのでもございまして、国際間の問題としては、相互に信頼をした国と国とで条約を結ぶことでございま

す。従つて、国内法等の見地から見ますと、条約そのものはかなり、何と申しますか、こまかい点を規定してないといふ点があることは、これは条約作成の上での、今日までの国際間の大原則でありまして、信頼し得る国家とこゝうした条約を結んでいくのだといふことが基本的な原則になつておりますから、そういう関係になつておるのでございます。

○山本杉君 この事前協議で日本に拒否権があるのかどうかという点が衆議院でもだいたひ議論されておりますけれども、米議会での審議会では、審議では、ハーバー國務長官ははっきりと日本に拒否権があると答弁したと新聞に報道されております。事前協議は抜け穴だらけだ、こういう一部の誤解を解くために、この際はっきりとした外務大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 事前協議といふことは、原則として、協議といふものは、やはりお互ひに意見の一致を見るといふことを目的にして協議をするわけでございます。でありますから、協議そのものがやはり意見の一致を見ることを最終目的とすることは申すまでもないのであります。しかし、特に今回、事前に協議をするといふことは、協議がととのわなければならぬといふ趣旨からして、事前協議という言葉を使つたわけでございます。この条約作成の経緯から見まして、明らかに、協議がととのわないうときは、一方的にそれを實行しないといふこと、つまり、いわゆる拒否する立場がとれるわけでございます。そして、それは、アイゼンハワー・岸共同コミュニケによつて

も、その経緯は確認いたしておりました。御指摘の通り、アメリカ側はそう

いうふうな了承をしておりますことも、議会の答弁を通じて明らかでございまして、その趣意を表明し得る道を開いておる。そうして、その意思に反して行なわないというこの道を開いておるわけでございます。事前協議は抜け穴だらけだという説がよくございしますが、実は、私どもから考えますと、現行の安保条約には戸が立っていない、全部の戸が立っていないのだ。今度は事前協議という戸を数カ所に立てたのだというのであります。今の安保条約に対して、ある重要な点では戸をちゃんと入れたのだというのでありまして、決して戸を入れたかったところ以外は抜け穴ではございません。現行の安保条約通りなのでござい

ます。○山本杉君 次に、新条約が、一部の人が申ししますように、はたして再軍備体制を強制するものであるかどうか、この点について伺いたいのでござい

ますが、第三条は、「締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。」となっておりま

から御説明いたさせます。

○政府委員(高橋通敏君) お答え申し上げます。武力攻撃に抵抗するそれ

の能力でございまして。すなわち、武力攻撃に抵抗する能力でござい

ます。○山本杉君 次に、この能力はパンデ

ンバーグ決議の趣旨に基づいた能力であるのかどうか、この点の関係はいか

がでございましょうか。○政府委員(高橋通敏君) パンデ

ンバーグ決議の趣旨に従いまして大体第

三条も作られた規定でござい

ます。○山本杉君 次に、この能力はパンデ

ンバーグ決議の趣旨に基づいた能力であるのかどうか、この点の関係はいか

がでございましょうか。○政府委員(高橋通敏君) パンデ

ンバーグ決議の趣旨に従いまして大体第

三条も作られた規定でござい

ます。○山本杉君 次に、この能力はパンデ

ンバーグ決議の趣旨に基づいた能力であるのかどうか、この点の関係はいか

がでございましょうか。○政府委員(高橋通敏君) パンデ

ンバーグ決議の趣旨に従いまして大体第

三条も作られた規定でござい

ます。○山本杉君 次に、この能力はパンデ

ンバーグ決議の趣旨に基づいた能力であるのかどうか、この点の関係はいか

がでございましょうか。○政府委員(高橋通敏君) パンデ

ンバーグ決議の趣旨に従いまして大体第

三条も作られた規定でござい

ます。○山本杉君 次に、この能力はパンデ

きたいと思ひます。

○政府委員(林修三君) 憲法と国際条約との優劣関係については、これは学説上いろいろの説があるわけでございます。憲法優位説、あるいは条約優位説、両方が学説としては実は対立しておるわけでございます。これは憲法だけの解釈から申せば、憲法第九十八條の第一項におきまして、いわゆる憲法があらゆる法律等に優位することを書いておきますと同時に、第二項では、憲法条約、国際法規は忠実に順守しなくてはならないというところを書いておきます。こういうところから、やはり日本としては、結んだ条約は十分に尊重していくというのが憲法の趣旨であるという考え方が相当強いわけであります。この場合に、国際条約の中で、特に何と申しますか、国際自然法と申しまして、一種の確立された国際法規、こういうものを具体化しているような条約、これはやはり憲法に優位するとして、あるいは憲法秩序がそういう確立された国際法規は受け入れて、憲法の秩序の中に受け入れて、こう考へるのが妥当じゃないかと私も考へております。しかし、政治的な二国間条約が直ちに憲法の規定に優位する効力を持つかどうか、これについては相当疑問があるのじゃないかろうか、かように憲法解釈としては考へております。しかし、いづれにいたしましても、この新しい条約の第三條の場合におきましては、日本が武力攻撃に抵抗する能力を維持し、発展させる限界は、憲法の規定に従うことを条件としているわけでございます。すなわち、憲法が認める以上のものをこの条約が云々している点は全然ないわけ

でございます。そういう意味におきまして、この条約の規定が憲法違反、あるいは憲法とこの条約の規定のどちらが優位するかという議論の起こる余地は実はないと思つております。

それから、今バンデンバーグ条項を取り入れたものだから憲法違反となるという一部の説でございますが、これはバンデンバーグ条項の誤解から来ていると思ひますが、たとえば他の類似の北大西洋条約等では、いわゆるバンデンバーグ条項といわれまして、T.O.でいえばN.A.T.O.諸国を打って一丸とした一つの集約の能力、武力、そういうものを維持し発展させるという趣旨の規定があるわけでありまして、そういうものになります。日本の憲法からいっていろいろ問題点があると思ひますが、この新しい第三條は、さつき外務大臣からお答えがございました通りに、維持し発展させる対象はそれだけの能力でございます。日本は日本の能力であり、アメリカはアメリカの能力、いわゆる両方打って一丸とした一つの共同の申しますか、超国家的というふうなことは全然書いてないわけでございます。そういう意味から申しましても、全然憲法の関係は起こらない、かように考へておるわけでございます。

○山本杉君 ただいまの御説明でよくわかつていただきました。そこで第三條では、憲法上の規定の範囲内と、こうしほり、さらに第五條の相互防衛を、日本国の施政のもとにある領域とはつきり限定したことから、海外派兵の疑いは全くないもので、憲法論議の起こる余地はないと考へるわけでございますが、この点、今の御説明で大いにかつたと思ひます。から、お答えをいただかないで、次に、第五條の共同防衛の義務は、日本と米国の共同の軍事行動をするということに約束したものであります。かどううか。現行条約は単に基地を提供するだけの義務であるのに、新条約は単に基地を提供するだけでなく、共通の危険に對処して共同の軍事行動をするのであり、積極的義務に変わったのであります。この点に言われておるのでございますが、この点に言われておるのでございます。先ほどお話をしたと思ひますので、簡単に答えを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 武力攻撃が、第五條においては施政下にあるわけでございます。この施政下にあるというところは、日本の領土、領空、領海を侵されることであります。従ひまして、日本は日本の個別的自衛権を發動するわけでありまして、アメリカは個別的な自衛権、もしくはアメリカの持つております集約的自衛権を發動するわけでありまして、日本は日本本で、今申しましたような領土、領空、領海を侵されなければ、そういう武力攻撃の事実が起こらないのであります。から、従つて日本としては、何か新たにそういうような義務をしようとしたわけではございません。従ひまして、われわれは、憲法に違反するような見解は、この条文からは出てこないと思つております。

○山本杉君 現行の行政協定第二十四條にも「日本区域において敵對行為又は敵對行為の急迫した脅威が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府は、日本区域の防衛のため必要な共同措置を執り、且つ、安全保障条約第一條の目的」云々、こうなっております。この場合の「日本区域」に比する、新条約第五條の「日本国の施政の下にある領域」というのは、ずっと限定されたものと理解いたします。また敵對行為または敵對行為の急迫した脅威が生じた場合は必要な措置をとるという義務は、きわめてあいまいな規定でございます。これに比しますと、今度の第五條の前の義務規定は、きわめてはっきりとした規定であり、限定されたものでございます。しかも「憲法上の規定及び手続に従つて」という制約もついておると思うのですが、これをもしも憲法違反といえるのかどうか。この点御説明を願ひたいところでございます。時間関係もございまして、一言だけおっしゃつていただきたいと思ひます。

○政府委員(高橋通敏君) ただいまの点、御指摘の通り考へております。なわち新安保条約の第五條におきましては、「日本国の施政の下にある領域」ということはつきり限られております。行政協定におきましては「日本区域」という言葉を使つておりますが、これは非常に、日本のみならず日本周辺の含むという限定になります。ので、第五條におきまして「日本国の施政の下にある領域」という方が最もはつきりいたしておると思ひます。また「いづれか一方に對する武力攻撃」ということは、国連憲章第五十一條の用語をそのまま使つておる次第でございます。これは行政協定の第二十四條におきまして「敵對行為」といいますより、もつとはつきりした概念が表現されておると思ひます。

○山本杉君 どうもありがとうございます。新安保条約に反對する人たちが青年婦人層に訴えておられますのは、この安保条約が批准されれば、日本は再軍備を余儀なくせられるということでございます。そうならば、当然徴兵制が施行されて、再び夫や子供を戦場に持つていかれるために、安保条約改定には反對しなければならぬ。そうして多くの人たちは新条約が何であるかを理解しないので、ただその宣伝におびえておるのが今日の状態だと思ひます。私が今御質問申し上げた点だけを取り上げてみても、今度の条約が再軍備に通ずるような懸念は一つもございせん。むしろ、いかにして自國の安全を守りながら戦争を避けるかという、國を愛し、國民を思う真情に貫かれておるの、この新条約の精神であると理解させていただきます。政府はこの際さらに信念をもつて新安保条約批准への決意を固められ、日本民族の進むべき道をお示し下さいますことを心からお願い申し上げます。ありがとうございます。

○委員長(草葉園君) 木内四郎君。○木内四郎君 私は、長い間の衆議院及び参議院におきまして、この予算委員会あるいは安保特別委員会、また八日の岸総理の所信表明、これに引き続くところの同僚委員各位の質疑応答によりまして、新条約の目的、精神、性格、また条文の意義、解釈、あるいは

は敵對行為の急迫した脅威が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府は、日本区域の防衛のため必要な共同措置を執り、且つ、安全保障条約第一條の目的」云々、こうなっております。この場合の「日本区域」に比する、新条約第五條の「日本国の施政の下にある領域」というのは、ずっと限定されたものと理解いたします。また敵對行為または敵對行為の急迫した脅威が生じた場合は必要な措置をとるという義務は、きわめてあいまいな規定でございます。これに比しますと、今度の第五條の前の義務規定は、きわめてはっきりとした規定であり、限定されたものでございます。しかも「憲法上の規定及び手続に従つて」という制約もついておると思うのですが、これをもしも憲法違反といえるのかどうか。この点御説明を願ひたいところでございます。時間関係もございまして、一言だけおっしゃつていただきたいと思ひます。

また、国際情勢、わが国の現在及び将来にわたるところの外交路線、あるいはわが国の経済の実態しこうしてまた、その国際経済におけるところの地位等、各般にわたります。政府から政府の考へておられるところを大体伺ったのであります。

本日は、総理その他各大臣に対する一般質問は、今日のところは私は一応差し控えて、この際、事務当局に対して、行政協定につきまして逐条的に一、二の点について伺いたいと思います。地位協定です。私は現行安保条約の審議にあたりまして、特別委員会委員としてその審議に参与いたしましたわけでありまして、その当時、行政協定が承認を求めたために国会に提出されなかったという点に對して、非常な非難、批判がありました。ところが、今回はこの地位協定——これを改定したところのいわゆる地位協定が国会の承認を求めるためにわれわれのところ提出された。これは非常な進歩であり、改善であり、私はけっこうなことだと思っております。

ところで、私の伺おうといたしますのは、まずさしあたり、地位協定の第十一條と十三條に關してでありまして、この條文は、一部におきまして、關稅の面におきましてはある程度の改定を加えられましては、ほとんど修正されておられません。一、二の字句の修正だけでございまして、これは、駐留する軍隊及びその構成員等に対する免稅の規定等を含んでおるのであります。この点につきまして、私は参考のために、まず、外国軍隊が駐留する場合の免稅の基準とか、あるいは範圍とかい

うものにつきまして、國際法規上何かきまったものがあるか、法規上きまったものがないにしろ、國際の慣行上大体どんなふうになっておるか、まともなものであるものがあれば、参考のためにまで伺わしていただきたく思います。

○政府委員(高橋通敏君) ただいまの御指摘の点でございますが、一般に非常に具体的な点まかな点まで、國際慣行上あるいは一般國際法上きまつていふというふうなことは、これはないかと思ひます。ただ、一國の軍隊が他國に、他國の承諾を得てそこにあるという場合において、國際法上、一般的に軍隊としての種々の特權、免除、これを享有しているという点になつていふと思ひます。従ひまして、たとへば關稅というふうな問題においても、原則的に軍隊というものの對する關稅の問題については、これは一般的、原則的に特權及び免除を享有している、このように考へております。

○木内四郎君 重ねて伺ひますが、それでは、今回修正されないので、現行のまゝの第十三條、多少修正された十一條、この規定の内容といふものは、大體國際慣行の範圍内のものであります。か、それとも非常に不利なものであるか、有利なものであるか、何か違つたところがありましたら、一応伺ひしていただきたいと思います。

見ますと、その間多少の出入りがございまして、從ひまして、一般的に申し上げれば、今度改正いたしましたことによりまして、日本の關稅に關する規定に關する限りは、このヨーロッパにおける二カ國間の協定を見ますと、大體ヨーロッパ諸國並みになつておると考へております。

十三條の國內課稅の面でございますが、これも、NATO協定は、これは一般的協定がさうでございます。大體、軍關係における勤務、雇用から生ずる所得の免除、あるいは受け入れ國の源泉から發生する所得についての規定、あるいは構成員の滞在期間が稅法上居住期間と認められるかどうか、あるいは財産に關する租稅の免除、いわゆる有體財産に關する租稅の免除規定でございますが、これらの規定は、大體NATOの規定と基準を一致いたしておりますので、この際これ以上の待遇と申しますか、これ以上の規定にすることは困難だと考へられまして、NATOの規定とさしあたり比較的に劣つておりました關稅の部面に手を加えて、國內課稅の分は大體現狀にとどめた次第でございます。

○木内四郎君 それでは、第十三條の点は了承いたしますが、十一條の点におきまして、關稅の面において改正を加えられておるようでありまして、その改正の内容の大体を御説明願ひたいと思ひます。

免除されておつたわけでございまして、これを今回改めまして、部隊の構成員については、税關の検査を実施するといふことに相なつております。

それからもう一点は、合衆國軍事郵便路線上にある郵便物につきましては、現在までのところ、全部検査の免除をしておつたわけでございまして、今回これを改めまして、公用の軍事郵便物についてのみ検査を免除する。従つて、私用のものについては検査を実施する。こういうことに相なつております。

○政府委員(木村秀弘君) 第十一條の關稅の面では改正を加へられた点を簡単に御説明いたしますと、第一点は、從來合衆國軍隊の部隊のみならず、部隊の構成員すなわち軍人並びに軍屬等につきまして、税關の検査が

が國に駐留いたしております軍人、軍屬及びその家族等の人数に比較いたしまして、入れられておる特定の物品が異常に多いといふようなもの、あるいは現にそれらの品物で横流れをしておるといふような実績のあるもの、そういうようなものにつきましては、軍側に輸入する數量の規制あるいは横流れの防止等について必要な措置を申し入れるといふつもりでございます。さらに、これらの物品以外の物品でございまして、わが國の關稅法規に違反する物品、あるいはこの免稅の特權の乱用になるような事実、そういうことについては、米軍側で必要な措置を講ずる約束になつております。さらに、米軍側といたしましては、關稅法規に違反する物品が輸入された場合には、すみやかに日本の税關に通知をする。また、こちらでそういう違反の事實を発見した場合には、軍側に対して問題を提起して、必要な措置を求めるといふ約束になつております。

○木内四郎君 そこで、次に伺ひたいのですが、税關検査を免除しておる範圍がいろいろあるようでありまして、やや広きに失しやしないかといふようなことを從來言つておられたのですが、今度はどういふふうこれを改正されましたか。

○政府委員(木村秀弘君) 先ほど外務省から概括的な御説明がございましたように、ヨーロッパにおきましてNATOの線あるいはアメリカとヨーロッパ諸國との二國間の防衛條約、そういうものの先例を研究いたしまして、大體その線の限度で新協定の範圍をきめておりますので、広きに失するといふ点は、われわれとしてはないと信じてお

ります。

○木内四郎君 ちょっと答弁が抽象的過ぎるのですが、今度改正される場合に、税関検査免除の範囲から除外したものが一、二あるのじゃないですか。それを述べていただきたいと思ひます。

○政府委員(木村秀弘君) 従来免除をしておりましたもので、今回免除をやめるというものは、先ほど申し上げましたように、合衆国軍の部隊の構成員に対する検査と、それから軍事郵便物のうちで私用の郵便物、こういうものの検査を実施することにいたしました点でございます。

○木内四郎君 それでは、今お話になりましたその二点に対して、検査の実施方法はどうかうにしますか。今まで免除して検査しなかったのだが、今後検査するとなれば、どういう形でやられるか。ことに米軍が使用しているところの施設あるいは区域を通じて入るような場合の検査はどうかうにされますか。

○政府委員(木村秀弘君) これは、米軍が専用しております基地を通過して輸出入するものと、それから、それ以外の場所から出入するものと、若干取り扱い方法が変わると思いますが、このあとの場合、すなわち軍側の使用している基地以外の場所から出入する場合におきましては、これは通常の税関検査、すなわち羽田でありますとか、あるいは横浜とか、神戸とかいうような所です。通常通常の検査方法で実行ができると思ひます。それから、基地を通じて出入しますものにつきましては、まだ新協定が成立いたしておりませんので、具体的な取りきめ

はいたしておりませんが、この検査を実施いたしますのに必要ないわゆる立ち入りであるとか、あるいは立ち会いであるとか、そういう点につきまちは、今後合同委員会が具体的な点を相談をいたしたいと思ひます。

○木内四郎君 そこで、ただいまの御説明によりまして、大体十一條の改正は、相当改善されておられるのであります。次に、二十條の軍票の問題について伺いたいと思ひます。が、今日もなお、今回の地位協定によりまして、相変わらず米軍に軍票を使用させるということに相なっております。この点は、従来のものでございまして、正が不正であります。なぜ円を使用させては工合が悪いのか、あるいはドルを使用させては工合が悪いのか、なぜ軍票を使用しなければならぬのか、その必要と、この軍票を使用させることによって何か利点があるかどうかということをお願いしたいと思ひます。

○説明員(村井七郎君) お答えいたします。軍隊が行なっております経済圏は、いわば特殊な、あるいは部分的なものでございまして、その中に円を普通の取引のように導入する、使わせるといふことは、一見普通のようでございしますが、為替管理の取り締まり上いろいろな弊害が出て参る場合がございます。たとえますれば、日本人が軍人軍属等に依頼してPX等から特殊な免税物品を購入してもらうとか、あるいは軍人軍属等が非合法に取得いたしました円を、軍用銀行施設というものがあつて、通じまして海外送金することがあり得るというような、これはおそれがございますが、そういうものを防止す

るために、特殊な、一般流通手段ではない、軍票を使わす方がむしろ弊害が起らないかと、これは各国、たとえばイギリス、ドイツ、オランダ等でも、そのように軍票を使用させて、為替管理体制に協力をはかっているという実情でございます。

○木内四郎君 今回の問題はそれでわかりましたが、それではドルを使わしたかどうか。大体同じことだろうと思ひますが、あなたの方のところに、なるところを伺っておきたいと思ひます。

○説明員(村井七郎君) ドルも、実は為替管理上から同様な立場でございまして、逆に軍人軍属等が使用いたしましたドルが普通のわれわれ日本人の方に流れにくるというところは、為替管理上好ましくないという観点がございます。で、われわれ日本人には、円を完全に流通させたいという気持ちから、そういう弊害の起こるのを防止しておるといふことでございします。

○木内四郎君 そこで、先ほどあなたはちょっと触れられましたが、イギリスその他でもやっております、すなわちNATOその他の諸国においても、外国の軍隊が駐留するという場合には、大抵軍票を使わすという了解して差しつかえありませんか。

○説明員(村井七郎君) そのように了解しております。

○委員長(草壁隆國君) 井上清一君。○井上清一君 私は、いわゆる地位協定に關しまして伺ひたいと思ひます。外務大臣、防衛庁長官または關係政府委員から御答弁をお願いしたいと思ひます。

現行安保条約に基づきます行政協定にかゝる新協定、すなわち地位協定は、現行行政協定と同じく、施設及び区域の提供や、日本にあり米軍の軍隊の地位を律するものでございします。この種協定は、国民の生活と非常に密接な關係または利害があるものであります。諸外国の同種の協定、たとえばNATO協定でございしますと、あるいはまたボン協定を参考といたしまして、今度の新協定は相当改善されておるといわれておりますが、旧協定を改めまして新協定を締結いたしました理由及びその改正の基本的な考え方をまず承りたいと思ひます。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 今回の条約改定にあたりまして、その運営に当たります行政協定を改定しなければならぬわけでございします。条約におきまして改定の方針とはほぼ同じような、戦後早々の、平和条約締結当時早々に締結されまして、当時の国情においてはやむを得なかつた点もございしますが、今日の情勢ではこれを改善する必要があります。という立場、それと同時に、過去八年の間現行の行政協定を運用して参りました経験、そういうものにかんがみまして改定の方針をきめたわけであります。が、改定にあたりましては、ただいま御指摘にありましたように、NATOの協定及び先ほど申し上げましたいわけのNATO協定に付属しておると申しますか、その補足をいたしております。二國間の協定、並びに新たに改定に取りかかっておりますボン協定を、ドイツ政府の好意によりまして発効前に参考になさっていただいたわけであります。これらのものを参考として、原則としてNATO協定と比して遜色の

ないものを作ることとございします。それらのものを勘案しましてできましては、NATO協定の長所を取り入れると同時に、さらに日本の実情に即しましたように改善されていく点があると思ひます。

○井上清一君 しかれば、おまな実質的な改正点を承りたいと思ひます。同時に、従来規定と比較いたしましたわが国といたしまして非常に利益であるという点を列挙して一つ御説明をお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 改正に当たりましてアメリカ局長から御説明いたさせます。

○政府委員(森田樹君) 先般補足説明で御説明申し上げました通りに、今般の改正のおもな点だけを申し上げます。

第一には、施設及び区域外における米軍の権限についてでございます。従来は必要のある場合には米軍が日本側と協議の上措置する権限を持っております。これを改めまして、今度は第一的に日本側において措置をする。そうして、アメリカ側にも従来通りにその権限を認めるけれども、アメリカ側の権限を行使する場合には常に日本側と協議を行なう建前とした次第でございます。

第二には、ただいまも御説明がありましたように、税関検査の部面でございます。税関検査の部面におきましては、従来軍用郵便物を通じての公用、私用の郵便物について検査が免除されておりましたのを、公用の場合に限り免除を認める。なお、軍隊の構成員についての税関検査の免除は今後は認めないことにする。それから、これ

も先ほどお話がございましたが、PX等の輸入する物資の範囲は合理的な限度に限ることいたしました。しかもこれらの米軍による税関特権の乱用につきましては、その防止のために日米で協力してこれが防止をなし得る態勢を強化いたしましたことでございます。

第三には、労務の関係でございます。従来、労務の関係につきましては、いろいろな事件が起きておりましたけれども、進駐軍関係の労務は第一の日米接触点でございますので、従来、軍の歳出外資金機関、いわゆるPX等でございまして、ここで働いておる人々の訴権が保障されておらないというところもございました。なお、日本の裁判所あるいは労働委員会の決定も日米間でその順守について十分意思の疎通ができなかったというような面もありましたので、これらの点を改めまして同時に、保安解雇の問題が従来非常に難点となっておりましたので、これについて一つの解決方法を決定いたしましたことでございます。

第四には、米軍がアメリカで契約をしてその必要に基づいて日本に軍のための工事等を行なう契約者を連れて参りますが、この契約者を従来米軍は自由に指定できておりましたのを、今後は日本側と協議の上に指定すべきこととしたし、そうしてまた、この指定し得る場合の一定の基準を設けて、さらにこれらの業者の違反行為がありました場合には、これを解任し得る規定を置いたことでございます。

次に改正しました点は、民事請求権に関する点でございます。これは従来、政府関係財産及び職員の不意に財産に対する損害の請求権の相互放棄の範囲が日米間に不均衡がございましたので、これを改めまして、均衡をとりますと同時に、公務外及び公務上の損害補償の手続はそれぞれ違うのでありますが、この公務外が公務上かの決定につきまして、従来合同委員会が決めることにしておりましたのを、日本人から選ばれる仲裁人が決定することと改めた点でございます。

次に、防衛分担金を削減した点でございます。

○井上清一君 ただいまおまも美質的な改正点について御説明がございましたが、細部に入るとは、のちほどまた他の委員からも御質問もあらうかと思ひます。また、私も、海事請求権の問題について細かく伺いたいと思ひます。次に伺いたいのは現行の行政協定は、さきほど木内委員からもお話がございましたが、国会の承認対象ではなかったものであります。また、今度の新しい地位協定はアメリカにおきましては行政府限りで処理されることになっておると聞いております。ところが、今度わが国ではこの新しい協定を国会に御提出になりました承認を求めておいでになります。この間の事情につきまして御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(高橋通敏君) ただいまの件でございますが、現行の行政協定、これは国会の御承認の対象とならなかつたわけでございます。これは、現行の安保条約の第三三条に、米軍軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。すなわち、現行の安保条約におきまして「両政府間の行政協定で決定する」ということをはっきり規定されておりました。これに基づいて行政協定ができたわけでございます。この間、国会の承認云々という問題は起らない次第でございます。ただ、新安保条約におきましてはこのような文言はございませんし、また国民の権利義務に關係する内容を持つものでございまして、当然これは国会の御承認の対象とした次第でございます。また米軍におきましては、これは米軍におきまして立法権と行政権の關係の問題であると考えますが、この種の協定については国会の承認は必要としないというのが、米国の慣行、米国のやり方であるというふうに了解いたしました。しかし、いづれにしても、その効力については何ら關係はないと考えます。

○井上清一君 次に、地位協定第三三条に關連をいたしました政府の所見を伺いたいと思ひます。協定の中に、施設及び区域の觀念につきまして、従来協定第三三条の條文の表現を援用いたしまして、駐留米軍は施設及び区域に關しては絶対的な管理權を保持する。従つて施設及び区域は租借地的なものであつた。また治外法權的な地域が日本国内に設定されておるといふふうに言つておる者があるのではありませんか。私はさうは考へない。どうかこの施設及び区域の性格、概念といふものをこの際明確に明示を願ひたいと思ひます。また一般に基地また軍事基地というやうな言葉が使われておるのであります。どうも施設及び区域と一緒に考へられておるやうでもございまして、また日本の施政權が何かもう少し強度

に、屬地的に排除されるやうな意味でも使われておるやうに私も考へるのでございますが、この概念、性格についてもはっきりさしていただきたい。なお、條約第六條の実施に關する交換公文の中にやういふ言葉が使つてあるのであります。「戰闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用」といふ言葉を使つてあるのであります。この場合の「基地」といふ意味はどういうふうな解釈していいか、これらの点について明確に指示を願ひたいと思ひます。

○政府委員(高橋通敏君) ただいま御指摘の点でございますが、新條約の第六條に、アメリカ合衆國は「日本国内において施設及び区域を使用することを許される。すなわちわれわれといたしましては施設、区域といふものを米國に使用を許しておるわけでございます。すなわち施設、区域といふのは、日本が米國にその軍隊の使用に供することを許可した施設並びに区域であるといふふうに考へております。従いまして、これは一般に考へられますやうな租借地とか、また治外法權的な地域であるといふふうには考へておりません。すなわち、われわれが施設、区域を使用に供するわけでございますが、その使用に供する施設及び区域はあくまで、當然のことでありまして、わが日本の主權のもとに立つ地域でございます。従いまして、原則として日本の法令がここに施行されるわけでありまして、これは日本の法令から、全く適用から除外された租借地であるとか、また治外法權的な地域であるといふふうには考へていない次第でございます。従いまして、ただここに

施設、区域を使用に供しました次第でございまして、その施設、区域を運営するに必要な措置、これはとることを許しておる、やういふやうな状況にあるわけでありまして、

また第六條の場合においては、「基地」といふ言葉を使つておりますが、これは施設、区域が戰闘作戦行動のための基地として使用されている、すなわち施設区域が戰闘作戦行動のために使用される場合、このやうな使用の形態といふものはまさしく基地としての使用であるやうに考へております。従いまして戰闘作戦行動といふやうなもののためにこれが使用される場合においては、特に基地としての使用といふことを入れたわけでございます。

○井上清一君 新協定の第三條を見ます。この第三條の中におきまして「施設及び区域」といふ概念は、新協定と旧協定との間に何か差異があるのございまいしょうか。

○政府委員(森治樹君) 新協定と旧協定との間にございまして、施設における米軍の管理權の具體的な内容については相違はないわけでございます。これは第三條の合意議事録にも、米軍のとり得る措置につきましては列挙をいたしておりました。この合意議事録につきましては、旧協定と新協定との間に差異はないわけでございます。ただ旧協定ではあたかも米軍が治外法權的な權能を有しているかの誤まつた印象を与えるおそれがあるのでありまして、アメリカ軍における管理權と申しましては無制限に認められるものではなくて、その米軍の使命達成上必要な限度

において認められているのでござい
ます。従いまして新協定ではそのニュ
アンスを出すために、アメリカ軍は「必
要なすべての措置を執ることができ
る」という実態に即するような表現と
いたした次第でございいます。

○井上清一君 ただいまの御説明によ
りまして、施設、区域内外における管
理等に関しましての権限と申します
か、変わりが無いのだという御説明で
ございしましたが、旧協定によります
と「権利、権力及び権能を有する」と
なっておりまして、今度の新しい協定
では「必要なすべての措置」と、こ
うなっているわけではございいます。た
だいまの説明では実質的な差異がない
とお話でございしましたが、法的及び
経済的な差異がないのでございませ
うか、どうでしょうか。

○政府委員(森治樹君) ただいま申
上げましたように、米軍の施設内にお
ける権利については法的な実質的な差
異はない。ただし施設外におきまし
ては、先ほども申し上げましたよう
に、従来の協定では米軍は必要のある
場合に限り日本側と協議をして、第一
次にアメリカ軍が措置するという書き
方になっているわけではございませ
うが、今度の協定におきましては、日本側
がまず必要な措置を法令の範囲内
においてとる、そうしてアメリカも
権能を有しているけれども、その権能
の行使にあたっては、必要に応じてで
なく、常に日本側と協議の上とらな
くちやいけ、施設外におきましては、
大いに従来と実体的な相違がある
わけではございませう。

○井上清一君 さきに御説明もござ
い

ましたが、施設、区域は租借地など
違つて、地域的に日本法令の適用が
除外されている地域ではないのであり
ます。施設、区域は従来条約に定め
られた一定の目的のため米軍によつ
て使用を許した地域である、協定に
基づいて、個々の法令の適用が排除
される場合を除いては、一般的に日本
法令が適用されるわけではございま
す。従つて施設及び区域内外にあり
ます日本人に対しては、全面的に日本
法令が適用されるばかりでなく、た
とえばアメリカの軍人につきましても
刑事裁判権については、公務外の犯
罪を犯した場合に、施設区域内にお
いても、日本の裁判権に服するとい
うことになるわけではございませ
うか、どうでしょうか。

○政府委員(林修三君) 一般的に申
上げますが、合衆国軍隊——いわゆる
軍隊に対しては、これは当然にこの
軍隊も日本にある間において、日本
の法令を尊重すべきものであるとい
うこと、これは当然でございませ
う。しかし、軍隊というものの特性
から申しまして、その軍隊の行動に
必要なる範囲のこと、これはやはり
合衆国軍隊の駐留を認めました以上
は、ある間において、日本の法令の
適用が排除される、かように考え
られるわけではございませうか、
どうでしょうか。

○政府委員(森治樹君) 整理法案の
う

かようにこれは国際法に見ましても
考えられると思うのでございませ
う。た、その合衆国軍隊を構成して
おります軍人軍属あるいはその家族
等につきまして、どの範囲において
日本の法令の適用が排除されるか、
あるいは特例が認められるかとい
うことは、これは従来行政協定、新
しい地位協定におきまして詳しく書
いてある範囲において特種的なもの
が認められる、あるいは日本の法令
の規定の適用が排除される。まあ書
いてないものについては、日本の法
令が大体適用される、かように考
えられるわけではございませうか、
どうでしょうか。

第三の改正点は、地位協定十四
条の特種契約者に関する規定の改正
に伴います。整理法案第十九条の
所得税法等の特例法の一部改正で
ございませう。

第四は、地位協定第十八条の民事
上の請求権の処理に関する規定が改
められたことに伴う、整理法案第一
条の調達設置法及び十二条の民事特
別法の一部改正、この四点が実質
的な改正でございます。

○井上清一君 安保条約の改定及び
地位協定の締結に伴いまして、わが
国の関係法令を改正すべき必要があ
るわけではございませうか、それら
の点から、日本国とアメリカ合衆国
との間の相互協力及び安全保障条約
等の締結に伴う関係法令の整理に
関する法律案がここに提出されて
いるわけではございませうが、これ
を見ますと、大部分が条約協定の
名称変更等により形式的な改正で
ございませうが、中には若干実質
的な改正があり、これらについて御
説明をお願いいたします。

○政府委員(森治樹君) 整理法案の
う

体四点ではないかと考えます。
第一には、先ほどから問題になつ
ております地位協定十一條の、税関
検査に関する規定の改正がございま
す。これに関連します整理法案第二
十條の関税法等特例法の一部改正
でございませう。

第二は、地位協定十二條四項の規
定によりまして、労務の間接雇用へ
の切りかえに伴ひまして生じた整理
法案第一條の調達設置法、第四條
の国家公務員法等一部改正法、十
六條の駐留軍労務者支払特例法及
び十七條の特別調達資金設置令の
一部改正等でございます。

第三の改正点は、地位協定十四
条の特種契約者に関する規定の改正
に伴います。整理法案第十九条の
所得税法等の特例法の一部改正で
ございませう。

第四は、地位協定第十八条の民事
上の請求権の処理に関する規定が改
められたことに伴う、整理法案第一
条の調達設置法及び十二条の民事特
別法の一部改正、この四点が実質
的な改正でございます。

が、それらの点について御意見を伺
いたい。
○政府委員(林修三君) これはお説
の通り、条約の国会の承認の手続、
それから法律案についての国会にお
ける手続が憲法上違つたわけでは
ございませう。従いまして、その
関係から成立時期等に食い違いが
生ずる場合がありますが、御承知
のとおり、この法律案は条約の成
立、効果発効というものを実は前提
として、そのときからこの新しい
法律案を施行することを前提として
ございませう。従いまして、国会
における御承認、あるいは国会にお
ける法律案の成立の時期が食い違
うということはまあないわけでは
ございませう。御承知の通り、条
約の発効は日米両国の批准書交換
というときから効力が発効するわけ
ではございませう。旧条約はな
るわけではございませうが、法律
案は、まあ厳密に申せばそのとき
までに成立しておれば、実は必要
にして十分だ、かように考えるわけ
ではございませう。必ずしも国会
における条約の御承認と法律案の
成立が同日に、——まあ同日に行
われることが望ましいことは、こ
れは間違いないわけではございま
せんが、その点は必ず条約の発効
までに間に合えば、その点は差
しつかないものと、かように考
えております。

○井上清一君 次に米軍に提供され
ておりますところの土地、建物の数
量についてお伺いをいたしたいと思
ひます。
新協定の第二條第三項は、現行政

○井上清一君 さきに御説明もござ
い

協定第二第三項と同様に、「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならぬ。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。」というふうに書いておるのであります。従来米軍に提供されております土地、建物、施設の数量についてはいろいろな説が行なわれておる。先般も衆議院において、たしか社会党の浅沼委員長だっと思ひますが、その質問の中で、米軍に提供されている土地は四国の大ささがあるというような質問があった。私もはちとと解せなかつたのであります。が、講和発効時において米軍が使用しておりました施設及び区域は一体どのくらいあったのか。また講和発効後、現在までに返還を受けた施設及び区域がどの程度の施設及び区域か。また現在、米軍が使用中の施設及び区域がどのような状態になっているか、数字をあげて御説明をお願いしたいと思います。わかりやすいために、たとえば東京都の面積と比べると、大阪の面積と比べるとかというように、わかりやすい一つ御説明をお願いしたいと思います。

なお、お話の通り、この土地の面積も建物も、すべて四分の一以下に減っているのをごさいます。この一億坪と申しますのをわかりやすく申しますと、全国の都道府県の中で最も小さい面積のものは大阪府と称しておりますが、この大阪府の面積の一割八分くらいに相当するものでございます。従いまして、平和条約発効時におきまして、大阪府の面積に比較いたしますと、その約八割程度でございました。現在、またその一割八分程度ということになっておるもので、決して四国のようなもの、あるいはその他の府県のようないくつかの府県に過ぎないものでございます。

なお、この内訳を具体的に申し上げますと、東、北と呼ばれております富士山の山ろくの演習場等が大部分の面積の相当部分を占めておるのでございます。また先ほど二百五十坪と申しましたのも、この数字は米軍との取りきめの件数でございまして、その二百五十坪の土地は、一地区、たとえば横須賀の軍港のようなものの地区におきましては、港灣設備あるいは司令部の設備、倉庫の設備、その他の設備、いろいろのものがそれぞれの理由や歴史に基づいて、別個の取りきめ件数をいたしておりますので、あそこ一つの地区におきましては十数個の取りきめ件数があるわけでございます。また大部分の種類を占めますのは通信施設でございますが、これは各施設、区域の連絡あるいは中継のための設備で最も数が多くて九十ほどになっておりますが、これらはいずれも山の上、あるいはへんびな海浜付近、こういう所にわずかの土地あるいは建物を使用しておるの

でございまして、具体的に申し上げますと、最も重要なものと考えられますのは、軍港施設としまして横須賀及び佐世保の二カ所、飛行場のものとしてしまして東京府近郊の立川、横田、それから埼玉県の入間川というような所、東北におきまして三沢の飛行場、それから神奈川県厚木の飛行場、中国地方へ行きまして岩国、それから九州の板付が重要な飛行場でございます。なお軍司令部といたしましては、横須賀の海軍司令部、神奈川の同じく座間におきまして陸軍司令部、東京都下の府中におきまして空軍司令部兼これが在日統合軍の司令部となっておりますのでございしますが、そのようなものが重要な軍の施設でございます。

以上のお話の通り、現在のところ、軍の使用しております施設及び区域の概況でございます。

○井上清一君 新協定の第二第三項に「行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(四)の規定に従って合意した施設及び区域とみなす」と、こうありますが、このような規定を今度新たに設けました理由はどのようなこととございましょうか。

○政府委員(丸山信君) 現在米軍が使用しております施設、区域は、たゞいま御説明申し上げた通りでございますが、これに關しましてその実際の使用状況及びその必要性から見まして、それをあらためて一つ一つについて新たに取りきめを行なうという煩を省きまして、この必要性を認めてそのままこれを新しい協定の施設及び区域にする、こういう趣旨がその行政協定の二条に書かれておるのでございます。ただここに問題となりますのは、実は御承知だと思いますが、平和条約発効のとき、すなわち、たゞいまの現行行政協定ができたときに取りきめした施設及び区域のうち、当時軍の使用実態と日本側のそれに関する要望、必要、その土地の実情あるいは関係方面の経済事情、日本政府としてこれは返還してもらいたい、あるいは少なくとも使用条件あるいは面積等を縮小してもらいたい、こういうような希望のものがございます。これに關しましては意見の一致を見ておりませんのでございまして、従って、これの使用は、いよいよ岡崎・ラスク交換公文の規定に基づいて米軍側の使用を認めております。通常われわれがこれをそのような意味合いから保留施設と申しておりますが、その保留施設というものが当時に五十ほどありまして、この五十のものに關しまして、今回の行政協定が発効すれば、そのまゝ正式な提供区域となるのかどうかという問題になるのでございますが、この五十の保留施設に關しまして、ただいままで向うとの折衝におきまして約三十はすでに返還を見ておりますし、数件は条件の変更等によりまして正式な提供というところまで残っております。これに關しましては昨年来鋭意折衝を重ねておりますので、この十三のものにつぎまして、半数ぐらゐは返還、あるいは一部返還、縮小という趣旨で解決し、そのまた半数のものに關しましては条件等の取りきめを行ないまして、近く解決する見込みでございます。

○井上清一君 ただいま保留施設に關しまして御説明を承つたのでございしますが、この保留施設の問題につきま

なっております。ところが、第十八条五項(8)の規定によりまして、現在の協定のような処理方法ができなくなるのであります。そういったと、今後これらの海事請求権の処理方法が問題になってくるわけでございます。これらの経緯について御説明を願いたいと思います。

○政府委員(丸山信君) お話の通り、現行の行政協定十八条におきましては、海上の事故の損害請求に關しましては、格別の規定がなく、一般のものと同様な措置でございます。この十八条に關しましては、先ほどアメリカ局長が説明いたしました通り、全般的にNATOの諸国並みになりまして、固有財産に關する相互放棄の問題等、範圍を縮めてわが国の非常有利なように改定され、また、公務上外の判定につきましても、日本人たる仲裁人がこの最終決定権を持つと、このようなふうに改正を見たわけでございます。同様に、海事の問題につきましても、一般の国際通則に従いまして、この海上事故の損害という特殊事例に關しまして、NATO諸国並みの国際通則に沿ったところの措置になったわけでございます。これに對しまして、被害者の方がおそく当惑されると考えますのは、その申請の書類なり、あるいはその損害に關する交渉、折衝なりは直接米軍を相手にしなければいけません。従いまして、言語の關係あるいは關係の法令規則の關係について不利不便を感じられる、このような状況になるおそれがあるというふうに考えておりますので、これに關しましては、従来と同様に、調達庁が實質的にこの措置に当たりまして、その不利不便を除く。

○政府委員(丸山信君) 調達庁長官の中にも、調達庁の長官がこの請求の處理のあつてに當たり、紛争の處理に當たるという規定が設けられてあるわけでございます。なお、それ以上に裁判問題になるということであります。ことになりまして、格別な政府の援助も必要かと存じますので、これに對しては特別に必要な法律措置も考へておる次第でございます。

○政府委員(丸山信君) 調達庁長官から御説明いたしましたように、この十八条の五項の規定は、NATOの規定によるものでございまして、その趣旨としましては、海上の船舶等の衝突事件につきましては、相当複雑な要素を包含いたします。陸上の損害事件とはおのずからその處理方法を異にする必要があるという趣旨から設けられた規定でございます。しかしながら、わが国におきましては、あるいは浅いところで養殖をされております動植物の關係等と、あるいは漁網に對する損害等が、NATO諸国に比べまして、非常に発生する機会が多いのじゃないか。しかも、これらの船舶の衝突事件というものは、海上の船舶の衝突事件というものは、性質を異にいたしております。陸上の損害事件とこれが處理方法を異にする理由もございせんので、米側とも話しまして、第一には浅い海におけるノリ等の動植物の増殖、養殖、二は漁網、三は二十ト未満の小船舶の事故で一件の請求額が二千五百ドル以下のものは、これは従来と同様の處理手続によつて解決していくという日米間に合意を見ておる次第でございます。従いまして、今申し上げました諸点につきまして、これは従来と同じ手続によるわけでございます。

○政府委員(丸山信君) この關係の法案につきましては、すでに内閣において決定いたしましたので、その要綱等は御参考に出いたします。近くなお法案を提案されるものと考えております。

○委員(長(草葉隆國君) 鈴木恭一君。鈴木恭一君 私は地位に關する協定につきまして、主として運輸、通信に關しまして二、三所管大臣並びに政府委員に御質問申し上げたいと存じます。言うまでもなく、今回の地位に關する協定、すなわち新安保条約が對等の立場で締結されたということは、協定の面におきまして非常に面目を一新いたしておるのでございまして。その点、國民の一人として喜ぶものであります。特に通信、交通、航空といったようなものは、いわゆる行政権の面におきまして問題を起こしやすいのでございまして。國民の意思の傳達機關である通信というものが他國によつてコントロールされるようなことがあつてはならないということは申し上げるまでもないのであります。さればいつて、軍が進駐いたします際に、電波、放送、これを含めまして必要不可欠な要件であるということもよくわかるのでございまして、その調節をどうするかというのが、すなわち地位に關する協定に相なっていると思ひます。

○政府委員(丸山信君) お話の通り、現行の行政協定十八条におきましては、海上の事故の損害請求に關しましては、格別の規定がなく、一般のものと同様な措置でございます。この十八条に關しましては、先ほどアメリカ局長が説明いたしました通り、全般的にNATOの諸国並みになりまして、固有財産に關する相互放棄の問題等、範圍を縮めてわが国の非常有利なように改定され、また、公務上外の判定につきましても、日本人たる仲裁人がこの最終決定権を持つと、このようなふうに改正を見たわけでございます。同様に、海事の問題につきましても、一般の国際通則に従いまして、この海上事故の損害という特殊事例に關しまして、NATO諸国並みの国際通則に沿ったところの措置になったわけでございます。これに對しまして、被害者の方がおそく当惑されると考えますのは、その申請の書類なり、あるいはその損害に關する交渉、折衝なりは直接米軍を相手にしなければいけません。従いまして、言語の關係あるいは關係の法令規則の關係について不利不便を感じられる、このような状況になるおそれがあるというふうに考えておりますので、これに關しましては、従来と同様に、調達庁が實質的にこの措置に当たりまして、その不利不便を除く。

○政府委員(丸山信君) 調達庁長官の中にも、調達庁の長官がこの請求の處理のあつてに當たり、紛争の處理に當たるという規定が設けられてあるわけでございます。なお、それ以上に裁判問題になるということであります。ことになりまして、格別な政府の援助も必要かと存じますので、これに對しては特別に必要な法律措置も考へておる次第でございます。

○政府委員(丸山信君) 調達庁長官から御説明いたしましたように、この十八条の五項の規定は、NATOの規定によるものでございまして、その趣旨としましては、海上の船舶等の衝突事件につきましては、相当複雑な要素を包含いたします。陸上の損害事件とはおのずからその處理方法を異にする必要があるという趣旨から設けられた規定でございます。しかしながら、わが国におきましては、あるいは浅いところで養殖をされております動植物の關係等と、あるいは漁網に對する損害等が、NATO諸国に比べまして、非常に発生する機会が多いのじゃないか。しかも、これらの船舶の衝突事件というものは、海上の船舶の衝突事件というものは、性質を異にいたしております。陸上の損害事件とこれが處理方法を異にする理由もございせんので、米側とも話しまして、第一には浅い海におけるノリ等の動植物の増殖、養殖、二は漁網、三は二十ト未満の小船舶の事故で一件の請求額が二千五百ドル以下のものは、これは従来と同様の處理手続によつて解決していくという日米間に合意を見ておる次第でございます。従いまして、今申し上げました諸点につきまして、これは従来と同じ手続によるわけでございます。

○政府委員(丸山信君) この關係の法案につきましては、すでに内閣において決定いたしましたので、その要綱等は御参考に出いたします。近くなお法案を提案されるものと考えております。

○委員(長(草葉隆國君) 鈴木恭一君。鈴木恭一君 私は地位に關する協定につきまして、主として運輸、通信に關しまして二、三所管大臣並びに政府委員に御質問申し上げたいと存じます。言うまでもなく、今回の地位に關する協定、すなわち新安保条約が對等の立場で締結されたということは、協定の面におきまして非常に面目を一新いたしておるのでございまして。その点、國民の一人として喜ぶものであります。特に通信、交通、航空といったようなものは、いわゆる行政権の面におきまして問題を起こしやすいのでございまして。國民の意思の傳達機關である通信というものが他國によつてコントロールされるようなことがあつてはならないということは申し上げるまでもないのであります。さればいつて、軍が進駐いたします際に、電波、放送、これを含めまして必要不可欠な要件であるということもよくわかるのでございまして、その調節をどうするかというのが、すなわち地位に關する協定に相なっていると思ひます。

○政府委員(丸山信君) お話の通り、現行の行政協定十八条におきましては、海上の事故の損害請求に關しましては、格別の規定がなく、一般のものと同様な措置でございます。この十八条に關しましては、先ほどアメリカ局長が説明いたしました通り、全般的にNATOの諸国並みになりまして、固有財産に關する相互放棄の問題等、範圍を縮めてわが国の非常有利なように改定され、また、公務上外の判定につきましても、日本人たる仲裁人がこの最終決定権を持つと、このようなふうに改正を見たわけでございます。同様に、海事の問題につきましても、一般の国際通則に従いまして、この海上事故の損害という特殊事例に關しまして、NATO諸国並みの国際通則に沿ったところの措置になったわけでございます。これに對しまして、被害者の方がおそく当惑されると考えますのは、その申請の書類なり、あるいはその損害に關する交渉、折衝なりは直接米軍を相手にしなければいけません。従いまして、言語の關係あるいは關係の法令規則の關係について不利不便を感じられる、このような状況になるおそれがあるというふうに考えておりますので、これに關しましては、従来と同様に、調達庁が實質的にこの措置に当たりまして、その不利不便を除く。

○政府委員(丸山信君) 調達庁長官の中にも、調達庁の長官がこの請求の處理のあつてに當たり、紛争の處理に當たるという規定が設けられてあるわけでございます。なお、それ以上に裁判問題になるということであります。ことになりまして、格別な政府の援助も必要かと存じますので、これに對しては特別に必要な法律措置も考へておる次第でございます。

○政府委員(丸山信君) 調達庁長官から御説明いたしましたように、この十八条の五項の規定は、NATOの規定によるものでございまして、その趣旨としましては、海上の船舶等の衝突事件につきましては、相当複雑な要素を包含いたします。陸上の損害事件とはおのずからその處理方法を異にする必要があるという趣旨から設けられた規定でございます。しかしながら、わが国におきましては、あるいは浅いところで養殖をされております動植物の關係等と、あるいは漁網に對する損害等が、NATO諸国に比べまして、非常に発生する機会が多いのじゃないか。しかも、これらの船舶の衝突事件というものは、海上の船舶の衝突事件というものは、性質を異にいたしております。陸上の損害事件とこれが處理方法を異にする理由もございせんので、米側とも話しまして、第一には浅い海におけるノリ等の動植物の増殖、養殖、二は漁網、三は二十ト未満の小船舶の事故で一件の請求額が二千五百ドル以下のものは、これは従来と同様の處理手続によつて解決していくという日米間に合意を見ておる次第でございます。従いまして、今申し上げました諸点につきまして、これは従来と同じ手続によるわけでございます。

○政府委員(丸山信君) この關係の法案につきましては、すでに内閣において決定いたしましたので、その要綱等は御参考に出いたします。近くなお法案を提案されるものと考えております。

○委員(長(草葉隆國君) 鈴木恭一君。鈴木恭一君 私は地位に關する協定につきまして、主として運輸、通信に關しまして二、三所管大臣並びに政府委員に御質問申し上げたいと存じます。言うまでもなく、今回の地位に關する協定、すなわち新安保条約が對等の立場で締結されたということは、協定の面におきまして非常に面目を一新いたしておるのでございまして。その点、國民の一人として喜ぶものであります。特に通信、交通、航空といったようなものは、いわゆる行政権の面におきまして問題を起こしやすいのでございまして。國民の意思の傳達機關である通信というものが他國によつてコントロールされるようなことがあつてはならないということは申し上げるまでもないのであります。さればいつて、軍が進駐いたします際に、電波、放送、これを含めまして必要不可欠な要件であるということもよくわかるのでございまして、その調節をどうするかというのが、すなわち地位に關する協定に相なっていると思ひます。

○政府委員(丸山信君) お話の通り、現行の行政協定十八条におきましては、海上の事故の損害請求に關しましては、格別の規定がなく、一般のものと同様な措置でございます。この十八条に關しましては、先ほどアメリカ局長が説明いたしました通り、全般的にNATOの諸国並みになりまして、固有財産に關する相互放棄の問題等、範圍を縮めてわが国の非常有利なように改定され、また、公務上外の判定につきましても、日本人たる仲裁人がこの最終決定権を持つと、このようなふうに改正を見たわけでございます。同様に、海事の問題につきましても、一般の国際通則に従いまして、この海上事故の損害という特殊事例に關しまして、NATO諸国並みの国際通則に沿ったところの措置になったわけでございます。これに對しまして、被害者の方がおそく当惑されると考えますのは、その申請の書類なり、あるいはその損害に關する交渉、折衝なりは直接米軍を相手にしなければいけません。従いまして、言語の關係あるいは關係の法令規則の關係について不利不便を感じられる、このような状況になるおそれがあるというふうに考えておりますので、これに關しましては、従来と同様に、調達庁が實質的にこの措置に当たりまして、その不利不便を除く。

○政府委員(丸山信君) 調達庁長官の中にも、調達庁の長官がこの請求の處理のあつてに當たり、紛争の處理に當たるという規定が設けられてあるわけでございます。なお、それ以上に裁判問題になるということであります。ことになりまして、格別な政府の援助も必要かと存じますので、これに對しては特別に必要な法律措置も考へておる次第でございます。

○政府委員(丸山信君) 調達庁長官から御説明いたしましたように、この十八条の五項の規定は、NATOの規定によるものでございまして、その趣旨としましては、海上の船舶等の衝突事件につきましては、相当複雑な要素を包含いたします。陸上の損害事件とはおのずからその處理方法を異にする必要があるという趣旨から設けられた規定でございます。しかしながら、わが国におきましては、あるいは浅いところで養殖をされております動植物の關係等と、あるいは漁網に對する損害等が、NATO諸国に比べまして、非常に発生する機会が多いのじゃないか。しかも、これらの船舶の衝突事件というものは、海上の船舶の衝突事件というものは、性質を異にいたしております。陸上の損害事件とこれが處理方法を異にする理由もございせんので、米側とも話しまして、第一には浅い海におけるノリ等の動植物の増殖、養殖、二は漁網、三は二十ト未満の小船舶の事故で一件の請求額が二千五百ドル以下のものは、これは従来と同様の處理手続によつて解決していくという日米間に合意を見ておる次第でございます。従いまして、今申し上げました諸点につきまして、これは従来と同じ手続によるわけでございます。

○政府委員(丸山信君) この關係の法案につきましては、すでに内閣において決定いたしましたので、その要綱等は御参考に出いたします。近くなお法案を提案されるものと考えております。

○委員(長(草葉隆國君) 鈴木恭一君。鈴木恭一君 私は地位に關する協定につきまして、主として運輸、通信に關しまして二、三所管大臣並びに政府委員に御質問申し上げたいと存じます。言うまでもなく、今回の地位に關する協定、すなわち新安保条約が對等の立場で締結されたということは、協定の面におきまして非常に面目を一新いたしておるのでございまして。その点、國民の一人として喜ぶものであります。特に通信、交通、航空といったようなものは、いわゆる行政権の面におきまして問題を起こしやすいのでございまして。國民の意思の傳達機關である通信というものが他國によつてコントロールされるようなことがあつてはならないということは申し上げるまでもないのであります。さればいつて、軍が進駐いたします際に、電波、放送、これを含めまして必要不可欠な要件であるということもよくわかるのでございまして、その調節をどうするかというのが、すなわち地位に關する協定に相なっていると思ひます。

範囲内において協力するように願
いたしたい、かように存じます。

そこで、さらに私、根本の問題でございしますが、この周波数の割当は現在どういふふうになっておりますか、その点お伺いいたします。

○政府委員(甘利省吾君) 米軍が使用す電波の割当につきましては、日米合同委員会において、米軍が防衛上必要とする電波、そういうものにつきまして同意をしまして割当をするわけでありま。

○鈴木恭一君 国際法上、電波の性格でございしますが、これはいろいろ議論があると思いますが、もちろん日本で使う電波は、日本の主管庁を通して登録をして電波の運用をいたすというものがもう国際間の通念になっておることはよく承知いたしております。しかしそれはただそういう取りきめをしておるだけでございまして、かりに進駐軍が自分の電波を——アメリカの登録した電波を日本国内で使うというふうなことは、これは自由じゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(甘利省吾君) 国際条約におきまして、軍が使う周波数というのは自由になっております、一応原則としましては。しかし、日本における米軍が使用いたします場合には、この安保条約の精神に合う使用目的、それを行政協定の条項に基づいて日米相互間で取りきめたものを米軍が使う、こういうふうになっております。従って、電波を割り当てる主権と申しますか、権能と申しますか、そういうものは日本政府にございまして、一波といえども米軍が使用す電波は、すべて日本政府の同意を得たものでござい

○鈴木恭一君 それでは、一時的な措置として留保されたあの条項が消えま

すことによつて、そういうふうな問題はないと心得てよろしうございませうか。残っているものはもうない、かように心得てよろしうございませうか。

○政府委員(甘利省吾君) 一時的措置で相当多数の電波が使用されておりましたが、それらはすべて合意その他によつて整理されまして、現在におきましては、このNHKの施設を使うというこの点だけが一時的措置にかかつて行なわれております。ほかの問題はございませ。

○鈴木恭一君 了解いたしました。そこで次に、電電公社の電話料金の問題でございします。これも衆議院でいろいろ問題になったようございします。米軍との間に電電公社の電話料金に未納金が多に多い、今日新協定ができたにもかかわらず、まだこの問題が解決されてない。これはどういうことでございませうか、お尋ねいたします。

○國務大臣(植竹春彦君) これは米軍が専用に使いたしております通信回線の一部であります。終戦処理費またはその後日本が独立いたしましたから後には安保諸費に關します電話の使用料の問題であるわけでありまして、このことにつきましては、米日間に意見の相違がございまして、わが国におきましては、これは行政協定の第七條に基づいて公共の役務または公益事業であるという立場から、当然これは料金をもらうべきものである。しかるにアメリカの方では、行政協定の第二條に基づくものであつて、これは施設及び地域におきまする設備とか、あるいは備品とか、そういったような定着物に關

しする問題であるから、これは当然無料であるべきものだという説を向かうで主張いたしまして、しばしば日米の合同委員会でも折衝いたしましたのでありますが、まだ食い違つておりまして、結論に到達いたしておりませんので、わが方の主張でありますところで計算いたしますと、大体諸官庁並みの料金の算定からいたしますと、四十億に上るお金がまだ日本に入っていない、電電公社に入っていない。そこでこの問題がまだ未収金として計上することすらできないままであるわけでございますが、過日マッカーサー大使にお会いしましたおりに、この問題はできるだけすみやかにお互いに話し合おうということになっておりますが、きょうは電電公社の總裁も出席いたしておりますので、説明員として詳細をまた公社の方から御説明をいたさせたいと存じます。

○説明員(大橋八郎君) お答え申し上げます。ただいま四十億の未収金があるという問題が郵政大臣から詳細お答えがありましたので、それ以上に私からさらにつけ加えて申し上げることはないのでありますが、今後さらに十分郵政当局にもお力添えを願ひまして、できるだけ早くこれを解決したいと思つております。

○鈴木恭一君 お聞きいたします。と、まあ従来電話料金としてもらつておつた額は四百億その一割が問題になつておるのだということ、私も実は事務当局からお聞きいたしました。従つてこの問題は、まあ事務上と申しますか、營業の面にはよくある問題であります。私はこれがいろいろ大きく取り上げられておるようござい

するが、さようなものではないと思つております。が、しかし、ただいまも大臣からマッカーサー大使の方にその解決について交渉中というふうなお話もございしましたが、これはやはり専用線といふものが比較的日本では高いといふふうなことに起因しているやに考

えられます。そういうふうな問題を大きく取り上げますと、結局自分の方に電波をよこせ、自分の方でやるというやうなことにまで及ばないとも限らない。そういうふうな点について大臣はいかようにお考えでございませうか。

○國務大臣(植竹春彦君) この点につきましてはまだ今後、向こうと交渉してございませので、アメリカがどういふふうな気持ちでおりますか、その辺のこととくどくど交渉の上で考えていき

たいと、さうに考えております。

○鈴木恭一君 次に、いろいろ労働組合等の關係で問題になっております。日韓ケーブルの問題でございします。公社はどういう根拠に基づいて日韓ケーブルを米側に使わせているのか。また、障害修理に韓国まで出かけていく根拠はどこにあるのか。もともとこれは日本のケーブルでありましたものが、例の平和条約によりまして、半分が日本側であり、半分は相手の韓国側になつておるようございしますが、この辺の事情をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(高橋通敏君) ただいまの御指摘の点でございしますが、御指摘のように、平和条約の第四條の(ウ)項でございします。この条項におきまして、「日本国とこの条約に従つて日本国の支配から除かれる領域とを結ぶ日本所有の海底電線は、二等分され、日本国は、日本の終点施設及びこれに連なる電線の半分を保有し、分離される領域は、残りの電線及びその終点施設を保有する。」と、このような規定になっております。また、これに加えて平和条約の第二十一條には、この条約につきまして「朝鮮は、この条約の第二條、第四條、第九條及び第十二條の利益を受ける権利を有する。」と、従ひまして、この第四條の規定の利益を朝鮮側も、これによつて享受する、こういうふうになつておる次第でございします。従ひまして、原則的な問題といたしましては、このような二等分するということが、平和条約において原則的にはきまつておると、このように考えております。

○鈴木恭一君 どういう根拠で修理に出かけていつておるか。

○説明員(大橋八郎君) お答え申し上げます。先ほど御説明のありましたように、条約に基づきまして、半分は日本の権利に属するもの、あとの半分は韓国側に属することに条約面はきまつておるのであります。ただ、現在の状態におきましては、まだ韓国側においても、平和条約は調印していないという状態にありまして、従つて、韓国側に将来帰属すべきときまつておるこの部分についての法律上の見解というものが、いろいろ學説があるようでありまして、まだ韓国側に属する権利といふのは、まあいわば希望的といひます。か、潜在権といひますか、その程度のものであつて、韓国側の権利が確定するまでは、依然として日本側で、これを、管理権といひますか、所有権もあ

るかもしれない、こういう意見もあるようであります。しかし、とにかく条約面では、すでにきまっておりますので、それからは、その日本側の権利は主張できないといいたしても、少なくとも現在の状態においては、日本側としての所有権はないけれども、まだ韓国側のもとはつきりきまらなかった状態ではない。従って、現在の状態は、アメリカ軍においてこれを管理しておるという状態である、こういうことで、そのアメリカ軍の管理権に基づきまして、アメリカ軍から日本に対して、日本所有の分と合わせて全体を一つ正常な状態に維持し、そしてこれをアメリカ軍に占用せしめてもらいたい、こういうアメリカ軍との契約に基づいて、現在電電公社においては、これをサービス提供している次第でございます。

○鈴木一君 そうしますと、従来電電公社が、いろいろ問題になっております、あるいはベトナムに調査に行ったりとか、あるいは台湾の海溝の調査に行ったりとかいうふうな、電電公社の契約、公社の公法に基づいた契約というわけではなく、この行政協定の第七條の役務の提供であつて、そしてそれは、第十二條の調査の契約である、かように解釈して差しつかえないのでございませう。

○説明員(大橋八郎君) ただいまお説の通りと考えております。同時に、お話をいたしました、ベトナムなり台湾の無線の施設を調査するという契約は、これは公法第三條第二項の規定に基づきまして、委託契約によつて公社がその調査を引き受けたのであります。いわばコマージュ・ベースによつて

公社が契約をしたものであります。ところが、日韓間のケーブルの問題は、これは、ただいま御指摘の通り、行政協定の第七條及び第十二條の規定に基づきまして、日本がサービスを提供している、かように考えております。

○鈴木一君 そこで、先般労働組合が、その就労を拒否した、しないというふうな問題で、組合の幹部が諷刺されて、それが裁判になっておりまして、第一審では当局が敗訴になったように聞いておるのであります。これは、いわゆる条約上——その勝訴、敗訴は別といたしまして、これはあの砂川事件のように、条約上義務がないのだというふうな問題ではなく、これは単に公法上の問題であると、かように解釈してよろしうございませうか。

○説明員(大橋八郎君) ただいま御指摘の通り、これは行政協定上、その他条約上の問題ではなくて、全く公法上の労働問題の關係と心得ております。

○鈴木一君 了解いたしました。次に、気象業務のことについてお尋ねいたします。協定の第八條によりますると、日本国政府は、両政府の当局間の取りきめに従ひ、気象業務資料を米軍側に提供することになっております。が、米軍の日本国政府への提供義務というものを規定してありません。これはいかにも片務的のようによらうと思つて、その理由はいかがなものでございませうか、お尋ねいたします。

○國務大臣(橋本渡君) お尋ねの第八條であります。第八條は、一見片務的な表現になっておりますが、實際におきましては、台風に關する諸情報、飛行機観測資料、北米大陸の資料、その他の気象資料が、米軍側から日本側に提供されておりました。必ずしも片務的ではないのであります。また、日本側から提供する資料も、通常の国内業務資料というものを分送するものであります。米軍のために特別な追加作業をやつておるものではありません。そういう事態になっております。

○鈴木一君 なぜ私がそれを強く申し上げますかと申しますと、同條の(d)項を見ますと、「地震観測の資料(地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域を含む)」の点にございませう。先般のチリ地震のあの津波、全く私も震耳に水であつたのであります。一瞬にして数億もの財を失つた。橋本大臣は、ぜひ自分たちとしては国際的な協力体制を作る、あるいは内部の機構を改正する、研究機構をもつと拡充したい、いろいろの御配慮もあるようでございます。しかし非常に手近に、手近という少し語弊がございませうが、この条項が、もし双務的に向うからでも聞き得るのだというふうなことでありますならば、こういうものを救つたんではないか、かように私も考えるのであります。が、かように私どもは考えるのであります。が、そういう点に対する御処置等がございませうれば、御説明をお願いいたします。

○國務大臣(橋本渡君) 御指摘の点、ごもっともでありまして、第八條の(d)項に、「地震観測の資料」というところ、(「地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む」と)ということがあるのであります。行政協定第八條の(d)項で、こういう地震の情報は、日本側から米軍側へ通報することになっております。しかし現実には、これらに對しまして、米軍側の情報は、日本側には入つてくることの慣例になっておるのであります。従つて今回のチリ地震津波につきましても、米軍側からの情報は受領しておつたのであります。その内容は、非常に有益なものであつたにかかわらず、気象庁が、これまでの知識や経験、まあ地球上の向う側に起つた地震というふうなことで、この点は、やや軽視した感がありまして、そこで警戒警報の確信を得るに至らずして、不十分な点から、今回のような防ぎ得る予防をなし得なかつたという点は、まことに遺憾でありまして、従ひまして、こういうふうな点につきまして、気象庁といたしまして、行政協定とは別個に、津波に關する情報の国際的な相互交換を確実に行なうような計画をいたしてございまして、今鈴木委員の御指摘になりましたような諸点につきまして、ことに気象庁の内部機構、あるいは津波に對するものと科学的な分析、今申し上げました国際的な情報の交換、あるいは協定等に十分に力を入れて、再びこういうことのないように努力したいと思つた次第であります。

○鈴木一君 了解いたしました。次に、航空についてお尋ねいたします。日本の防衛のために飛行機を使用することを許した以上は、航空の点について、ある自由というものは、これは、もう当然でございます。合意書を拝見いたしますと、飛行機に入る、あるいは基地から飛行場へ来る、これは飛べるのだというふうになっております。が、これを拡大解釈いたしますと、米軍の飛行機というのは、日本全土すべてにわたつて飛べるのだというふうなことになるのでございませう。そのよしあしは別といたしまして、そういうことに相なつておるのでございませうか。お尋ねいたします。

○國務大臣(橋本渡君) お答えいたします。合衆国の軍隊に對して日本の駐留を認めておる趣旨に基づきまして、米国の航空機が機動性を確保する、また駐留の目的のために出入国の自由及び国内の行動の自由を認めることを、行政協定の第五條において取りきめておる次第であります。なお米軍機も、一般航空機と同様にわが国の航空管制に服することになってございまして、この航空管制は、運輸大臣の管轄になっておるのであります。演習行動につきましても、あらかじめ日米間で具体的に合意された範囲で行なうようにしておるものであります。この点から申しますれば、領空主權の侵害を思はう次第というにはならないと思つた次第であります。

○鈴木一君 ただいまの御説明で、ある点まではわかつたのでございませうが、協定の第六條で「すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るもの」とし、かつ、集團安全保障の利益を達成するため必要なる程度に整合する。」のだ。このために両者間の取りきめによつて定めるのだ。これは通信においてこそございませうが、この取りきめによりまして、自分の飛行機はもちろんであります。三沢とか板付は、民間機が、それは外国のものであ

ろうと、あるいは日本のものであろうと、米軍のコントロールに服するのでありまして、常軌としては、何だか米軍がやっておりますような気がいたします。特に一旦緊急あるような場合には、どういふことになりまするか。これはちょっと違っているかとも思うのであります。全空域に對して日本の航空管制はあるのだと運輸大臣は申されましたが、その点そうでもないように思えるのであります。いかがでしょう。

○國務大臣(橋本渡君) 今一般の米国の飛行機は、日本領空を飛ぶ場合における問題は、今お答えを申し上げましたが、今鈴木委員のおっしゃいます緊急の場合、たとえば敵機が襲来したというふうな場合における処置はどうなるか。これは保安管制と交通管制との問題であります。航空交通管制に關する日米間の合意におきましては、緊急の必要がある場合には防空責任担当機関、これは、在日米軍及び防衛府がなしますが、これに保安管制を行なうことを実は認めておるのであります。保安管制とは緊急事態におききます防空活動の必要性から防空責任担当機関が行なう措置でありまして、それに対して、一定の民間航空の、たとえば航行を禁止するとか、そういうこともやる、防空に關することをその責任担当機関が行なうことであります。一定の区域の航空交通の制限、またその内容の一部を含まれておることが予想されるものであります。緊急事態におきましては防空責任担当機関におきましては、保安管制を行ないまして、運輸大臣に要請があれば、運輸大臣におきまして、航空交通管制

上必要な措置をとることになっておる次第であります。

○鈴木義一君 次に、これはほんの一例かもしれませんが、全般にそういうことに相なっておりますと存じませんが、あのジョンソン基地に米軍の防空センタがある。日本の運輸省の航空センタもそこにあるようでありまして、何か軍の仕事をする米軍の役人がいたおる、アメリカ人に使われておるのだというふうな印象を与えておるのではありません。これは常識上どうかと私も思ふのであります。これは、ほんの一例と思ふのであります。また真相はどうなんですか。

○政府委員(辻堂男君) お答え申し上げます。

今御指摘がございましたように航空交通管制本部がジョンソン基地内の庁舎を借りましてやっておりますのは事実でございます。これは、従来の米軍が航空交通管制センターの仕事をしておりました施設をそのまま引き継いだ関係で、そういう体制をとっておりますのでございまして、仕事の内容といたしましては、航空交通管制は、米軍の防空的な仕事とは全然別個の仕事でございまして、完全に独立してやっております次第でございます。

たのでありますし、飛行場も必要はなかつたのであります。これは米軍が管理してもしるべきものであります。そういう点、これは語弊があるかもしれませんが、米軍はその権限の上に眠つておる、またこちらは御無理ごもつものである、言い出しもしないというふうなことがあつては、これは相済みませんのでございまして、これはほんの、間違つておるかもしれません、間違つておるかもしれません、現在調布の飛行場、これなどは、わが方である民間の人が拝借いたしておるようでありまして、あるいは遊覧飛行に使つておるとかあるいは離着陸の練習に使つておる。また陸軍の飛行クラブもあるようであります。そういうふうなものにつきましては、羽田の空港等も相当混んでおることもわれわれは承知いたしております。ぜひこういうふうな返還というふうなことに對して、やはり常に配慮をするべきではないか。また向うとしましては、正当な要求というものは必ず私は通り得るのだ。お互いが信頼と理解の上で立つておるのでありますから、そういうことも、私、感ぜられます。

す施設の特別委員会に持ち出しまして、それらの返還あるいは日本側との共同使用という問題を検討し、またこちらから要求すべきものは要求する。米軍側でも、常にこの条項に従つて、自分の施設及び区域の使用度合いを調べて、その都度それに應ずる返事をいたして参つておりますが、それに従ひまして、鋭意努力をいたしております。

○鈴木義一君 了解いたしました。私はこれで……。

○國務大臣(橋本渡君) 今一般の米国の飛行機は、日本領空を飛ぶ場合における問題は、今お答えを申し上げましたが、今鈴木委員のおっしゃいます緊急の場合、たとえば敵機が襲来したというふうな場合における処置はどうなるか。これは保安管制と交通管制との問題であります。航空交通管制に關する日米間の合意におきましては、緊急の必要がある場合には防空責任担当機関、これは、在日米軍及び防衛府がなしますが、これに保安管制を行なうことを実は認めておるのであります。保安管制とは緊急事態におききます防空活動の必要性から防空責任担当機関が行なう措置でありまして、それに対して、一定の民間航空の、たとえば航行を禁止するとか、そういうこともやる、防空に關することをその責任担当機関が行なうことであります。一定の区域の航空交通の制限、またその内容の一部を含まれておることが予想されるものであります。緊急事態におきましては防空責任担当機関におきましては、保安管制を行ないまして、運輸大臣に要請があれば、運輸大臣におきまして、航空交通管制

たのでありますし、飛行場も必要はなかつたのであります。これは米軍が管理してもしるべきものであります。そういう点、これは語弊があるかもしれませんが、米軍はその権限の上に眠つておる、またこちらは御無理ごもつものである、言い出しもしないというふうなことがあつては、これは相済みませんのでございまして、これはほんの、間違つておるかもしれません、間違つておるかもしれません、現在調布の飛行場、これなどは、わが方である民間の人が拝借いたしておるようでありまして、あるいは遊覧飛行に使つておるとかあるいは離着陸の練習に使つておる。また陸軍の飛行クラブもあるようであります。そういうふうなものにつきましては、羽田の空港等も相当混んでおることもわれわれは承知いたしております。ぜひこういうふうな返還というふうなことに對して、やはり常に配慮をするべきではないか。また向うとしましては、正当な要求というものは必ず私は通り得るのだ。お互いが信頼と理解の上で立つておるのでありますから、そういうことも、私、感ぜられます。

○政府委員(丸山信君) お話の通りこの条項に基づきまして、現在米軍が使用しております施設及び区域でございまして、その使用度合いのいかんにより、すでに使用度合いが非常に減じておるのではないかと。あるいは当分の間使用を休んでおる状況がある。それが全般でなくとも一部でも、そういう事情がある。これらのものに関しましては、絶えず合同委員会の中にありま

○委員長(草壁隆國君) 吉武恵市君。

○吉武恵市君 私は、新しい協定の第十二条に關係いたします労働問題についてお尋ねしたいと思ひます。

大体労働問題は、国内の一般問題としても相当問題がやまじいときであります。特に駐留軍労働問題になります。いろいろやつかいな問題があると思ふのであります。今度の新協定におかれましては、当局は相当の努力をされ、改善された余地も見受けるのであります。この問題に關して、どういふ問題が問題になっておるかという点を労働大臣より承りたいと思ひます。

雇用、第三番目の保安解雇の裁判問題、これが一番大きな問題でございまして、第一の直接雇用、間接

○國務大臣(松野頼三君) 今回の大きな改正点は、概略して三つでございまして、第一が間接雇用、直接雇用の問題。第二番目が労働法及びその他に關する日本の国内法と現実の米軍の執行の問題。第三番目がいわゆる保安解雇の問題。この三つが今回の大きな改正点でございまして、ただいまの事案として

○鈴木義一君 わかりました。

最後に一点お尋ねいたしますが、協定の第二條には、たとえば米軍の使用しておる施設区域でも、必要がなくなくなったときには再検討して日本へ返還するといふような規定もございまして、これは当然の措置だと存じます。が、わが飛行場などは、平和条約を締結いたしますまでは現実に飛行機もなかつたのでありますし、飛行場も必要はなかつたのであります。これは米軍が管理してもしるべきものであります。そういう点、これは語弊があるかもしれませんが、米軍はその権限の上に眠つておる、またこちらは御無理ごもつものである、言い出しもしないというふうなことがあつては、これは相済みませんのでございまして、これはほんの、間違つておるかもしれません、間違つておるかもしれません、現在調布の飛行場、これなどは、わが方である民間の人が拝借いたしておるようでありまして、あるいは遊覧飛行に使つておるとかあるいは離着陸の練習に使つておる。また陸軍の飛行クラブもあるようであります。そういうふうなものにつきましては、羽田の空港等も相当混んでおることもわれわれは承知いたしております。ぜひこういうふうな返還というふうなことに對して、やはり常に配慮をするべきではないか。また向うとしましては、正当な要求というものは必ず私は通り得るのだ。お互いが信頼と理解の上で立つておるのでありますから、そういうことも、私、感ぜられます。

○國務大臣(松野頼三君) 今回の大きな改正点は、概略して三つでございまして、第一が間接雇用、直接雇用の問題。第二番目が労働法及びその他に關する日本の国内法と現実の米軍の執行の問題。第三番目がいわゆる保安解雇の問題。この三つが今回の大きな改正点でございまして、ただいまの事案として

○國務大臣(松野頼三君) 御指摘のように、今回の新協定の第十二条第四項がそれに当たります。と同時に、旧協定の第十五条第四項を削除する。従つて、歳出外の方は削除になりまして、そこが、いわゆる直接雇用という問題が削除になる。そして十二條に、ただいま御指摘のようなものが、今回含まれる。従つて直接雇用というものが今回間接雇用というものに切りかわる。この二つの条項に、該當いたします。

○吉武恵市君 そうしますと、この

条文による日本国政府の援助により充足するという、援助ということとは、つまり、日本国政府が直接の雇用の対象者になって、そうして駐留軍に提供すると、こういうふうな解釈するものと了解をいたします。そこで、そうしますと間接雇用、いわゆる駐留軍勤務との契約は、日本国がやるのでありますかどうか。もしそうだとすると、その契約の基本的な条項というものはどういうふうになっておるかを聞きたいのであります。

○國務大臣(松野頼三君) 日本国とアメリカとは労働基本契約というものが結ばれております。日本国と個人の労働者とは、一般の労働契約であります。この二つによって、今日契約実施をされておまして、米軍は使用者という立場というものを堅持するわけでありまして、従って、ここに今までの直接雇用は、その基本契約と日本政府と労働者との契約を抜きにして、米軍が直接雇用をいたしておりましたために、ややともすれば、これが法律議論、裁判問題のときにおきましては、非常に紛争がございましたが、その紛争を処理するために、便宜上、日米調停委員会というものが、この紛争処理に当たっておったわけでありまして、そういう現実の紛争を法文上に明確にしたということが、今回、行政協定が新協定になりました非常に大きな前進であると思っております。

○吉武恵市君 ただいまのお話によりますと、駐留軍の勤務は主として間接雇用であり、そうして、それは日本国政府との間の契約によって、使用は駐留軍が行なう。その根拠は、基本的な労働契約に基づいてなされておるとい

うことであります。

そこで、私の聞いておるところによりますと、この駐留軍勤務につきまして、いろいろ裁判の判決あるいはまた労働委員会の決定等について争いがある。もっと具体的に言うならば、それらの法律の履行が行なわれたいというような問題を聞いておりますが、一体それは、間接雇用の労働についてあるのか、それとも直接雇用の問題についてあるのか。そして、それはどうしてそういう問題が履行されないで今日までおこるのか。そして、それは今回の新しい協定においては、どう解決をされようとしたのか。この点をお聞きしたいのであります。

○政府委員(丸山信君) いわゆる間接雇用、すなわち、日本政府が雇用いたしまして米軍の使用に供する形態の労働者の雇用主は、政府を代表しまして調達庁長官がなっておりますので、その関係について私からお答えを申し上げます。

労働者のただいまのような状況におきまして、雇用の継続中に、いろいろな原因、その最も重要なものは、後に御質問があると思いますが、保安の問題でございますが、それ以外にも、たとえば制裁とか、あるいはまた軍の仕事がなくなる、減少したということに整理という問題、その整理のやり方等に関連しまして、これが不当の労働行為であるというこのために裁判問題が起きます。この裁判問題が起きますときに、この間接雇用の場合でありますといふと、日本政府が雇用主でありますので、日本政府自身が裁判にに応じて裁判所に出る。これらの件数は、やはり保安、制裁あるいは整理という問題

に關しまして、過去において数百件あると存じます。一方、また直接の場合には、先ほど労働大臣がお話の通り、その場合には、法律上の雇用主も軍の歳出外の機関となっております。これに關しても、そのような関係からの訴訟問題、これは数件と私は聞いておりますが、そういう場合におきまして、まず第一に裁判管轄権の問題で、これは軍の公認の機関であるので、日本国政府の裁判管轄権の外にあるということ、裁判所の方には出て来ない。従いまして、この裁判所における審理、判決ということに至らないという問題が、まず第一にございまして、間接の場合にはそのようなことがなく、日本国政府が裁判所に出て参りますので、問題がございせん。いずれにしても、直接、間接を問はず、そのような問題があるわけでございます。間接の場合に、そのような裁判の結果、あるいは労働委員会の結果、これは政府が勝つ場合も、それから政府が敗訴する場合もございまして、勝訴の場合、すなわち解雇措置等がそのまま裁判所で認められる場合、これはまあ問題がないわけでございますが、敗訴の場合、敗訴をいたしまして、原職復帰を命ずる、あるいは今までの賃金相当額を払う、今後使用を継続せよという判決の場合に、米軍側に、その交渉をいたすわけでございます。その場合に、米軍の原則的な態度をいたしましては、これは実は、基本労働契約の問題といつたにしても、占領時代の末期に当初の基本労働契約がございまして、これを平和条約発効後改定をいたす努力をいたしまして、これがようやく三十二年

の十月に改定になった問題でございまして、この特に古い契約の時代におけるそれらの問題に關しまして、その中に、米軍の担当官が最終的と思表示をした場合には、その解雇は最終的となる、このような条文がございまして、従いまして、米側の態度をいたしましては、日本政府と米側の関係においては、米軍側が決定したものが最終的なものである。従ってそれが裁判所において反対の結論が出されても、日本政府との関係であつて、米側の直接のあれではない。米軍としては、とにかく基地の施設及び区域の中において、この人の就労を必要とするかどうか。これはその施設、区域に關する必要な観点に基づいて軍側の判断に待つべきものである。そのような理由のもとに、大部分のものに關しましては、その判決通りの履行ができません。現実的にできない。軍の承認、合意がないといふと、区域の中に入れて就労を継続させることができませんので、現実的にできない。のみならず、その経費、つまり労働者に支払わなければならないものは、御承知の通り、労働基本契約に基づいては、全部米側から償還を得ることになっております。この償還問題に關しても、この償還という実情が継続してございまして、労働問題として、はもともとも困難な問題の一つでございまして、数年の間、合同委員会の席上におきまして、これらの措置について、いろいろ議論して、その解決策をはかつて参りましたが、なかなか適切な双方の合意をみるどころの事態に至りませんでした。そこで今回の行政協定の改定にあたりましては、どうしても

協定から改定し、その解釈を双方はつきりさせておかなければいけない。ために外務省では、鋭意努力をされまして、今日のような条文に改められたわけでございます。従いまして今日の条文に改まりまして、その裁判所あるいは労働委員会の決定というものは、すべて原則的に、軍側の方も、日本政府からの通告があればそれをその通り履行する。しかしながら唯一の例外としては、保安解雇に關する条項だけは、軍という事態の性質上、承認するわけにいかない。この点は、日本側も、軍という特殊の性格において、その主張ももともと認めて、それは例外的に扱つてよろしい。しかしながら一般の問題に關しまして、裁判あるいは労働委員会の判決というものはあるならば、これはその通り履行される。このようにならうに全般的な改善策を講じたのが、今回の改定でございまして、

○吉武恵市君 そうしますと、今まで労働委員会の決定あるいは判決等が出た不当労働行為の問題について、履行されなかった問題があるが、そのうちで保安解雇についてだけ、今回特例といひますか、特別の処置を講じ、その他の問題はすべて履行することに切りかわつたと、こういうふうにご了解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(丸山信君) その通りでございます。

○吉武恵市君 それでは次にお尋ねをいたしますが、新しく改正されました協定を見ますと、今の保安解雇につきましては特例を設けまして、いろいろ手続や折衝をした最後の場合において、どうしても就労がさせられないというときには拒否ができる、ただし、

代表者は耳に立せ金してありす

て、裁判の審理と公判に立ち会うというだけで、弁護人やもしくは補佐人の資格を持っておりませんし、単なる傍聴者というふうに御理解いただきたいのであります。

○後藤義隆君 次に十八条の民事に関する条文であります。これはこういふことになっていふようであります。が、現行の十八条は「各当事者は、日本国において所有する財産に対する損害については、その損害が公務執行中の他方の当事者の軍隊の構成員又は文民たる政府職員によるものであるときは、他方の当事者に対するすべての請求権を放棄する」、こういふことになっておりました。一方の国の所有の財産であれば、それは非常に広範囲に、国の所有であれば、それは一切放棄するといふことになっておるのであります。が、今度の改正されましますところの十八条によりましますと、「各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の陸上、海上又は航空の防衛隊が使用する財産に対する損害については」と書いてあります。今度範囲は非常に狭くなつておるのであります。どういふわけであるか、どういふ理由があるか、その理由をお伺いしたいのと同時に、この損害発生の原因が故意または過失の場合でも、やはりこれに含まれるのか含まれないのか。故意、過失の場合には、別途の取り扱いをするのかどうか、この点についてお伺いをいたします。

正するために、新協定におきましては、ただいま仰せの通り、各防衛隊の所管の財産、それから防衛隊の要員のみが損害を受けた場合に對して、相互に放棄するといふこととどめたのであります。それから加害行為が故意、過失があつた場合でも放棄するのといふこと仰せでございしますが、この協定の、条約の当事国の一方が他方に対して請求の不法行為になる場合でありまして、当然故意、過失がある場合でございします。従いまして、故意、過失がある場合でも放棄するといふよりも、故意、過失がある場合に放棄されるのでございします。故意、過失がない場合には、そもそも損害賠償の請求権といふものが発生しないのでございします。

○後藤義隆君 十八条の二項の(四)であります。これは一項に該当しないものについては、今度は仲裁人制度を設けて、その仲裁人が損害の責任の所在並びに額を調査して決定することになっております。この仲裁人の身分並びに任期、待遇、そういうふうなものとは一体どんな工合に扱われるわけでありましか。

○國務大臣(井野碩蔵君) 今回の新しい協定におきまして、非常に民事關係で従来の規定よりよくなりました。これは仲裁人制度の問題であります。従来は合同委員会にかけ、合同委員会で話し合い、きまらぬときには外交交渉によつておつたのであります。今度は仲裁人を設けて、その仲裁人の裁定というものが両国を拘束することになりましましたので、非常に強くなるが因に、それは有利な立場になりました。従つて、その身分も司法官の高級にある人、もしくはあつた人を選ぶことになりまします。その報酬も両国間で分担するといふことになっております。身分等は、まだ未定で、国内法でそういうことをきめることになっております。この点はまだ協定しておりません。

○後藤義隆君 十八条の第四項についてお伺いいたします。十八条の今度の四項は、従来は一項になつたわけでありまします。それによりましますと、今度の四項について申し上げますと、「各当事国は、自国の防衛隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被つた負傷又は死亡については、他方の当事国に對するすべての請求権を放棄する」、こういふ工合に今度なつております。自国の防衛隊の構成員がその公務の執行中といふことを限定してあります。ところが、改正前のものは加害者もさらに公務の執行中といふことが要件になつておつたのであります。が、今度改正されたものは、被害者だけが公務の執行中といふことを記載して、加害者の公務の執行中といふ要件をのけてあるようであります。これはどういふ關係になりますか。

○政府委員(平賀健太君) これは、當事国の一方が他方に対して損害賠償請求権を持つておつて、それを放棄するといふこととございします。加害者の側にございしても、当然これは公務上の行為であることを要件としたしておるわけでございます。もしこれが公務外の行為であります。国が責任を負うといふことは起らぬからでございします。

○後藤義隆君 ただいまの四項に關連してお伺いいたしますが、損害賠償の請求権は、負傷した人あるいは死亡した人の家族が請求権を持つておるものだと思います。この場合には、負傷した人並びにその家族、死亡した人の家族でなしに、第三者の立場にある國がこの賠償請求権を放棄するといふことが適法であるかどうかといふ点が一つ問題になるわけでありまします。その場合に、國は、とにかく適法だといふことになれば、國がその人に對して、さういふ方法でもって賠償するか、さういふ点をお伺いしたいと考へます。

○政府委員(平賀健太君) この一國の國民が他の國の公の行為によりまして損害をこうむりました場合には、その被害者の属する國が、加害國に對する損害賠償請求権を持つといふふうに國際法上されておるわけでございます。が、この四項で言つております請求権の放棄といふのは、その國が被害者の属する國が加害國に對して持つておりますところの請求権、それを放棄するといふ意味でございまして、當の被害者個人あるいはその家族、こういう人たちの持つておりますところの請求権とは直接かわりないのであります。わが國の例について申し上げますと、たとえば自衛隊の構成員が被害者であるといふ場合であります。国内的に十分救済を受けるわけでございます。そのためには國家公務員災害補償法といふのによつて補償がされます。さらにそれで足りません場合には、國家賠償法あるいは民法の一般原則に基きましますところの不法行為によりまします。損害賠償請求権が発生するわけでございます。現に安全保障条約に伴いますところの民事特別法におきましても、被害者は日本の國に損害賠償請求ができるという規定を置いておるわけでございます。その被害者が自衛隊の構成員である場合も除いてはいないのでございします。その自衛隊の構成員あるいはその家族は、國を相手に損害賠償を請求し、訴えを提起できるといふことになるわけでございます。

○後藤義隆君 ただいまの御答弁に關連してお伺いいたしますが、そうすると被害者損害賠償はアメリカに對して請求するのでなしに、日本の國家に對して損害賠償を請求するといふ答弁でしようか。

○政府委員(平賀健太君) 國家公務員災害補償法によつて損害賠償の請求をし、あるいは國家賠償法あるいは民法によりまして、不法行為による損害賠償の請求を日本政府に對して行なうといふことに相なつておるわけでありまします。

○後藤義隆君 もう一点、十八条の五項の(四)に關してお伺いいたします。これによりましますと、「合衆國軍隊の構成員又は被用者は、その公務の執行から生ずる事項については、日本國においてその者に對して与えられた判決の執行手續に服さない」。こういふようなふうにも記載がありますが、そうすると、強制執行のできない判決といふのはちよつと想像ができません。現在の判例の取り扱い等からも、こういうふうなふうに記載しておくと、ちよつと原告勝訴の判決がでないのではなかつたかと思ふのであります。これは國家がかわつて賠償するといふ意味でしようか。とにかくどういふ意味でしようか。

○政府委員(平賀健太君) 合衆國軍隊

の構成員または被用者が、公務上の行為によりまして他人に損害を与え、た場合は、新協定の第五項によりまして、日本国がかわって損害賠償の責任を負うことになるわけであり、従いまして、加害者の個人——合衆国軍隊の構成員または被用者を相手に請求をし、さらに訴えを提起するという実益がないわけでございます。そういう関係でこの五項の(四)の規定は合理的だと思ふのでありますが、なお旧協定におきましては、そもそも裁判権に服さないということになっておりまして、訴えの提起もできない建前になっておつたのでございます。ところが、新協定におきましては、訴えの提起はできる、判決まではもらえない、しかし、判決の執行はできないということになるわけでございます。しかし、日本政府がかかわって損害賠償を負うわけでございますので、訴えを提起する実益も実はないわけ、強制執行ができなくとも被害者の救済に事欠けるというおそれは全然ないと考えます。

が、この改正の要点がいかになつておるかというところであります。特に各地におきまして、地方税というものは財政が非常に不自由であるのに對しまして、駐留軍の關係が特權的な待遇を受けておつたという点もあるわけでございまして、いわゆる課税免除の問題、そこで不動産の取得税というものがどうなつておるか、固定資産税關係がどう改正されたか、または遊興飲食税、すなわち一般の国民は三百円の飲食あるいは八百円の宿泊以上は税金を納めておるわけでありまして、こういう点、駐留アメリカ軍の方々はこういう關係に今後改正されていくのか、または私有的な地方税であるところの自動車税等の改正点、そういった点がどうなつておるかということをお願いしたいというところ、さらに駐留基地のある各都道府県あるいは市町村におきまして、現実の問題として、財政的な負担というものが、ほかの府県に比しまして、トランプがなくて相当の財政負担をしなければならぬ実情にあるのであります。この点について今後どういうふうな御方針であるか。以上協定及び法律につきまして、自治庁長官にお答えを願ひます。

者についての指定制度としまして、も、従来一方的に指定しておつたのを、日本政府と協議して指定する、しかもその用が済めばそれを取り消す、こういうふうな改善されておる部分が多いのであります。その他のものにつきましては、大體従来通りでございます。従来からも原則といたしまして、駐留軍の軍務の行動に基づくものについては、もちろん課税免除をするものであります。個人として行動する部分につきましては、これは課税の対象になつておるのでございます。先ほど述べられました遊興飲食税等につきましても、PX等でなされるものは別でございますが、個人としてのものについては課税をいたしております。不動産取得税についても、その通りでございます。自動車につきましても、軍人軍属が個人として持つておるものについてはやはり自動車税を課しておるわけでありまして、その課税方法につきましては、若干日本と違ひがございしますが、それらの面については、条例でそれぞれ規定して課税しております。こういうことに相なつております。

でございしますが、今回の改定安全保障条約の持つその最終的な目的というものは、総理大臣以下のお述べになりましたように、日米間の不平等的な、あるいは片務的な条約というものを改正いたしまして、そうして對等の立場に立つ、しかもその背後に、あるいはそれが根本的な目的であらうと思ひますが、日米間の深い相互の信頼と友好親善というものをさらに深め、増進をしていくということがあつたと存するものであります。そのことを基調にいたしまして、経済協力關係をさらに深める、あるいは条約に基づく新しい地位協定のいろいろな運営が行なわれていくということが根本なものでございますけれども、こういった経済協力にいたしまして、あるいは新しい地位協定の運営の問題にいたしまして、基本的には、日本国民の心からなる納得と、心からなる協力というものがなければ、簡単に手続上あるいは法律上の条約というものが承認せられましては、批准せられましては効効いたしまして、その背後のそうした国民の協力、日米間の相互の信頼というものがなければ、私は今後における運営にいたしまして、なかなかうまくいきません。基地一つの問題にいたしまして、砂川事件のような大きな紛争が起きます。あるいは経済協力等にいたしましては、やはり国民全体の協力というものが、あたにかい気がなければ、この条約なり地位協定なりを盛り上げていくというふうな気がないと、なかなかうまくいきません。か、かつ心配いたすのであります。そこで、静かに今日の様相を見ますと

きに、今日の実態から見て私と同じような考えというものをやはり抱かざるを得ないのではないか。大切な国の運命を決するこの安全保障条約の参議院の審議におきまして、まことに残念でありますけれども、野党派の不参加という状態になつておるというふうな状態からしまして、今後の運営、経済の協力につきましては、やはり同様の考えを持つ方が——この安保条約には全面的に賛成しておる人であつても、やはりそういう気持を持って、深い不安と言ひましようか、憂慮の氣持を持っておられる点があるのじやなからうかと思ふのであります。

そこでお伺ひしたいことは、第一に、対外外交におきまして、先ほど山本先生が触れられましたように、これに反対をしておる共産黨のいろいろな威嚇と申しましようか、あるいは覺悟の通告、そのほかいろいろの声明等があつておつて、まことに容易ならざることでございすけれども、新しい局面が外交の面においてこの安全保障条約批准後において出るものかどうか、しかも、それに対処するところの外交方針、あるいは御決意というものがいかなるものであるかということをお願いいたします。

第二は、今申し上げましたような状態におけるこの国内を静かにながめて見ますときに、日本の九千万、あるいは一億といわれる国民に對しまして、いかなる決意と御覺悟を持ってその後に処せられていくつもりでありますか。いわゆる国内対策であります。PRの問題もありません。いろいろな問題もありません。あるいは外務大臣と

の構成員または被用者が、公務上の行為によりまして他人に損害を与え、た場合は、新協定の第五項によりまして、日本国がかわって損害賠償の責任を負うことになるわけであり、従いまして、加害者の個人——合衆国軍隊の構成員または被用者を相手に請求をし、さらに訴えを提起するという実益がないわけでございます。そういう関係でこの五項の(四)の規定は合理的だと思ふのでありますが、なお旧協定におきましては、そもそも裁判権に服さないということになっておりまして、訴えの提起もできない建前になっておつたのでございます。ところが、新協定におきましては、訴えの提起はできる、判決まではもらえない、しかし、判決の執行はできないということになるわけでございます。しかし、日本政府がかかわって損害賠償を負うわけでございますので、訴えを提起する実益も実はないわけ、強制執行ができなくとも被害者の救済に事欠けるというおそれは全然ないと考えます。

が、この改正の要点がいかになつておるかというところであります。特に各地におきまして、地方税というものは財政が非常に不自由であるのに對しまして、駐留軍の關係が特權的な待遇を受けておつたという点もあるわけでございまして、いわゆる課税免除の問題、そこで不動産の取得税というものがどうなつておるか、固定資産税關係がどう改正されたか、または遊興飲食税、すなわち一般の国民は三百円の飲食あるいは八百円の宿泊以上は税金を納めておるわけでありまして、こういう点、駐留アメリカ軍の方々はこういう關係に今後改正されていくのか、または私有的な地方税であるところの自動車税等の改正点、そういった点がどうなつておるかということをお願いしたいというところ、さらに駐留基地のある各都道府県あるいは市町村におきまして、現実の問題として、財政的な負担というものが、ほかの府県に比しまして、トランプがなくて相当の財政負担をしなければならぬ実情にあるのであります。この点について今後どういうふうな御方針であるか。以上協定及び法律につきまして、自治庁長官にお答えを願ひます。

者についての指定制度としまして、も、従来一方的に指定しておつたのを、日本政府と協議して指定する、しかもその用が済めばそれを取り消す、こういうふうな改善されておる部分が多いのであります。その他のものにつきましては、大體従来通りでございます。従来からも原則といたしまして、駐留軍の軍務の行動に基づくものについては、もちろん課税免除をするものであります。個人として行動する部分につきましては、これは課税の対象になつておるのでございます。先ほど述べられました遊興飲食税等につきましても、PX等でなされるものは別でございますが、個人としてのものについては課税をいたしております。不動産取得税についても、その通りでございます。自動車につきましても、軍人軍属が個人として持つておるものについてはやはり自動車税を課しておるわけでありまして、その課税方法につきましては、若干日本と違ひがございしますが、それらの面については、条例でそれぞれ規定して課税しております。こういうことに相なつております。

でございしますが、今回の改定安全保障条約の持つその最終的な目的というものは、総理大臣以下のお述べになりましたように、日米間の不平等的な、あるいは片務的な条約というものを改正いたしまして、そうして對等の立場に立つ、しかもその背後に、あるいはそれが根本的な目的であらうと思ひますが、日米間の深い相互の信頼と友好親善というものをさらに深め、増進をしていくということがあつたと存するものであります。そのことを基調にいたしまして、経済協力關係をさらに深める、あるいは条約に基づく新しい地位協定のいろいろな運営が行なわれていくということが根本なものでございますけれども、こういった経済協力にいたしまして、あるいは新しい地位協定の運営の問題にいたしまして、基本的には、日本国民の心からなる納得と、心からなる協力というものがなければ、簡単に手続上あるいは法律上の条約というものが承認せられましては、批准せられましては効効いたしまして、その背後のそうした国民の協力、日米間の相互の信頼というものがなければ、私は今後における運営にいたしまして、なかなかうまくいきません。基地一つの問題にいたしまして、砂川事件のような大きな紛争が起きます。あるいは経済協力等にいたしましては、やはり国民全体の協力というものが、あたにかい気がなければ、この条約なり地位協定なりを盛り上げていくというふうな気がないと、なかなかうまくいきません。か、かつ心配いたすのであります。そこで、静かに今日の様相を見ますと

きに、今日の実態から見て私と同じような考えというものをやはり抱かざるを得ないのではないか。大切な国の運命を決するこの安全保障条約の参議院の審議におきまして、まことに残念でありますけれども、野党派の不参加という状態になつておるというふうな状態からしまして、今後の運営、経済の協力につきましては、やはり同様の考えを持つ方が——この安保条約には全面的に賛成しておる人であつても、やはりそういう気持を持って、深い不安と言ひましようか、憂慮の氣持を持っておられる点があるのじやなからうかと思ふのであります。

そこでお伺ひしたいことは、第一に、対外外交におきまして、先ほど山本先生が触れられましたように、これに反対をしておる共産黨のいろいろな威嚇と申しましようか、あるいは覺悟の通告、そのほかいろいろの声明等があつておつて、まことに容易ならざることでございすけれども、新しい局面が外交の面においてこの安全保障条約批准後において出るものかどうか、しかも、それに対処するところの外交方針、あるいは御決意というものがいかなるものであるかということをお願いいたします。

第二は、今申し上げましたような状態におけるこの国内を静かにながめて見ますときに、日本の九千万、あるいは一億といわれる国民に對しまして、いかなる決意と御覺悟を持ってその後に処せられていくつもりでありますか。いわゆる国内対策であります。PRの問題もありません。いろいろな問題もありません。あるいは外務大臣と

いたされて、いかなる御決意とお気持ちを
持つて廻していけますか。あるいは
この点は国会の不正常下の現況に
あるいは触れるかも知れません、
ちょっと微妙な問題になっております
ので、この点は同うことは無理かと思
いますけれども、それもひっくり返して
御所信を伺うことができればことに
幸いです。

○国務大臣(岸信介君) 新しい安保条
約が成立した後におきましての運営に
あたっては、言うまでもなく、国民の
正しい理解と、その心からなる協力が
なければならぬことは言うを待ちませ
ん。この安保条約そのものの根底は、
鍋島委員の御指摘のあったように、日
米兩國が真にお互いがお互いの立場を
十分に理解し、また深く信頼し合つて、
そうして対等の立場であらゆる面にお
いて協力するというのがその根底で
なければならぬのでありまして、こ
の種条約が、われわれの歴史から見ま
しても、世界の各国の間に結ばれた状
況から見ましても、いかに精密な条項
が設けられておたとしまして、国
と国との間、また国民と国民との間に
おいて信頼関係がこわれるというよう
な場合においては、何らの効果を發揮
し得ないものであることは言うを待た
ないものであります。こういう意味にお
いて、この安保条約の改定の今日まで
の経過を見ますに、国内においてこ
れに対する強い一つの反対勢力がござ
います。これは私もいろいろ長い間の
衆議院の審議を通じて、あるいはその
他の反対のこの動きを見ましても、ある
程度においては立場が違ひ、考え方が違つ
ておるのであります。すなわち、日米が
真に理解と信頼の上に正しい対等の協

力をしていくという事柄に対して、こ
の根本に対して納得をしないし、ただ
反対の立場をとつておるというもので
あります。しかし国民の大多数の者
は、その根本については私は異存ない
と思ひます。しかしながら、これら反
対勢力のいろいろなきのこの他のこと
から一種の不安と、ほんとうの納得のい
かない部分も少なくないと思ひます。
これらに對しましては、この成立後に
おいても、政府は国民に、この新しい
条約の趣旨、またこの運営に対する心
がまえ、国民の協力を求めるようなあ
らゆる手段を講ずべきことは当然であ
ります。と同時に、やはり今日の反対
勢力のこの行き過ぎた運動やあるいは
その考え方に対しては、これを是
正することにいろいろの面からわれわ
れは考えていかなければならぬ。今日
のような状況に置きましておきまするな
らば、あるいは国内治安の問題にも関
係を持つというようなおそれもあるの
であります。こういうものに対しては
は法制その他のことも考えなければなら
ぬ、これは当然考えていかなければ
ならぬと思ひます。

それから外交方針の問題でございま
すが、これら反対の人々は、この新安保
条約が戦争の危険を招来するもので
あり、また国民に対して、あるいは防
衛費の激増によつて国民生活を圧迫す
るとか、あるいは軍備拡張によつて徴
兵制度がしかれるおそれがあるとか、
いろいろのことを国民の間に流布宣伝
している傾きがございます。これらの
点を考えますと、われわれはあ
くまでも平和を願つておるものであり
ます。また平和を追求することが日本
外交の中心であります。この条約が、

われわれが繰り返して言つてゐるよう
に、防衛的であり、平和を確保するた
めのこの趣旨に出ずるものであるとい
うことを、外交政策の現実においても
これをわかるように実践していく必要
があるだろう。私も自由主義の立場
を堅持し、日米の協力関係を強化する
ことが、日本の平和と安全並びに経済
の発展、国民生活の向上に欠くべから
ざるものであることを確信するもので
あります。同時に、そういう考え方
は決して共産主義の国々を敵視するも
のではない。これらの国々との間にも
お互いの立場を理解し尊重し合つて、
そうして相侵さずという原則のもとに
友好親善の関係を深めていかなければ
ならぬ。あるいは貿易の面において、
あるいは文化の交流の面において、あ
るいはその他のあらゆる交通の面にお
いて、この関係を現実的に増進してい
かなければならぬ。またいくのが本来わ
れわれの外交の基本でございます。こ
ういふ安保条約の改定が実現された
ということは、それらの外交方針に何
か矛盾するような宣伝もあり、あるいは
そういうふうな特に曲解したり、ある
いは邪推したりする向きもございま
す。そういうことをただ言動だけで
なしに、事実の上にこれを實現して
いって、そしてこの条約が真に日本の
平和と安全に資し、また、経済の關係
がよくなつていくことを国民に
如実に示すとともに、また、世界に對
しても、これがあくまでも防衛的であ
り、平和を確保する手段であるという
このことを実践するように、国の建て
方の違つておる共産国との間において
も、友好親善を一そう積極的に進める
ような方向に進んでいくべきものであ

る、かように考えております。
○国務大臣(藤山愛一郎君) 日本の外
交を進めて参りますために、ことに平
和条約ができ、国際社会に日本が復帰
いたしましたので、そして、ただいま總理
も言われましたように、国際連合のメ
ンバーとして各国と友好親善の關係を
維持していく、また国際平和に寄与し
ていく、そしてお互いに国内の問題に
関与しない限りにおいては友好な状態
を堅持していくということは、これは
望ましいことと当然でございまして、日
本の外交が、共産圏といへども積極的
にお互いに国内問題に対して介入しな
い限り、貿易、経済その他について深
い親善を維持していかなければならぬ
ことは当然であります。ただ、その
前提として、私は日本が自由主義の立
場をとり、また日本の置かれてゐる地
位から申しまして、アメリカと緊密な
關係を打ち立てる、日本外交の基盤が
日米親善の提携の上に立たなければなら
ぬということを確信いたしておるの
であります。今回の条約の改定にあた
りまして、私は、日本外交の將來の
ために日米の緊密な提携の一つの線
をこの安保条約の形で打ち出していく。
しかも、現行の安保条約というものは、
日本みずから見ましても一方的で
あり、また、国際社会から見ましても
必ずしも日米が対等の立場で作られた
条約でないというものであります。か
ら、これを国内的に見ても、自主独立
の国民としての立場と日米提携の上に
はつきり築き上げ、しかも国際的に見
ても、日米対等の立場でお互いに提携
協力をしていくという立場を確立いた
したい。これが今回の安保条約の私ど
ものやりました一つの信念でありまし

て、この上に立つての初めて日本の
外交が国際社会に出まして、そうして共
産圏に対してもこの基盤があればこそ
友好親善の道を進められていくのであ
りまして、そういう基盤なしにふらふ
らと共産圏その他と友好親善關係を結
ぶことは、私は危険だと思つておりま
す。でありますから、その外交の基盤
がこの日米安全保障条約の締結によつ
てはつきり確立をして、その上に立つ
て、今後の世界情勢に對処し、また、
平和を作り上げる国際社会に對する、
貢獻の道について、日本の外交は積極
的に展開し得ることだし、また、せな
ければならぬと、こう考えておりま
す。

○委員長(重光葵君) それでは、こ
の程度とし、明日十三日午前十時から
委員会を開会いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後六時四十八分散会

昭和三十五年六月十四日印刷

昭和三十五年六月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局